

平成22年第5回邑南町議会定例会(第10日)会議録

1. 招集月日 平成22年 5 月 27 日 告示
2. 招集の場所 邑南町役場 議場
3. 開 会 平成22年 6 月 18 日 (金) 午前 9 時 30 分
閉会 午後 3 時 09 分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大 屋 光 宏	2 番	宮 田 秀 行	3 番	中 村 昌 史	5 番	日野原 利郎
6 番	清 水 優 文	7 番	辰 田 直 久	8 番	松 本 正	9 番	亀 山 和 巳
10 番	日 高 學	11 番	石 橋 純 二	12 番	高 本 勝 藏	13 番	山 中 康 樹
14 番	長谷川 敏郎	15 番	日 高 勝 明	16 番	三 上 徹		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15 名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大 屋 光 宏	2 番	宮 田 秀 行	3 番	中 村 昌 史	5 番	日野原 利郎
6 番	清 水 優 文	7 番	辰 田 直 久	8 番	松 本 正	9 番	亀 山 和 巳
10 番	日 高 學	11 番	石 橋 純 二	12 番	高 本 勝 藏	13 番	山 中 康 樹
14 番	長谷川 敏郎	15 番	日 高 勝 明	16 番	三 上 徹		

7. 欠席議員 なし

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石 橋 良 治	副町長	桑 野 修	総務課長	日 高 禎 治
定住企画課長	東 義 正	財政課長	藤 間 修	情報推進課長	安 原 賢 二
町民課長	表 正 司	税務課長	三 上 俊 二	福祉課長	三 上 洋 司
農林振興課長	坂 本 敬 三	建設課長	田 中 節 也	水道課長	松 川 好 史
保健課長	大 矢 輝 美	会計管理者	藤 田 憲 司	瑞穂支所長	佐々木 孝義
羽須美支所長	福 田 誠 治	教育委員長	河 野 義 則	教育長	土 居 達 也
学校教育課長	細 貝 芳 弘	生涯学習課長	森 岡 弘 典		

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 屋 原 進 事務局主任 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
11 番	石 橋 純 二	12 番	高 本 勝 藏

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

平成22年第5回邑南町議会定例会議事日程(第10日)

平成22年6月18日(金) 午前9時30分開議

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

日程第3 請願の委員長報告

日程第4 議案の討論、採決

議案第57号 邑南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第58号 邑南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議案第59号 邑南町職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第60号 邑南町乳幼児等医療費助成条例の一部改正について

議案第61号 邑南町国民健康保険税条例の一部改正について

議案第62号 邑南町立小学校及び中学校設置条例の一部改正について

議案第63号 工事請負契約の締結について

議案第64号 財産の取得について

議案第65号 平成22年度邑南町一般会計補正予算第1号について

議案第66号 平成22年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について

議案第67号 平成22年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第1号について

議案第68号 平成22年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第1号について

議案第69号 平成22年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第1号について

日程第5 閉会中の継続審査・調査の付託

日程第6 議員派遣について

平成22年第5回邑南町議会定例会追加議事日程(第10日)

平成22年6月18日(金) 時 分開議

追加日程第1 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第70号 工事請負契約の締結について

議案第71号 財産の取得について

追加日程第2 議員議案の上程、説明、質疑、討論、採決

発議第8号 地方バス路線確保を求める意見書

発議第9号 石見地方のバス路線確保に関する意見書

平成22年第5回邑南町議会定例会(第10日)会議録

平成22年6月18日(金)

—— 午前9時30分 開議 ——

~~~~~○~~~~~

## 開議宣告

- 議長(三上徹) おはようございます。定足数に達しておりますので、ただ今から平成22年第5回 邑南町議会定例会第10日目の会議を開きます。本日の議事日程は予めお手元に配布のとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(三上徹) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。11番石橋議員、12番高本議員をお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第2 一般質問

- 議長(三上徹) はい、石橋町長。
- 石橋町長(石橋良治) 昨日の、あのう、清水議員さんのご質問で、産業振興についてのご質問がございましたけども、まあ、答弁がちょっと保留になっておりましたので、敢えてお時間をいただき答弁をさせていただきたいというふうに思います。清水議員さんのお尋ねの、中身というのは、私が2期目に出馬するときに、その過去4年間、つまり、その最初に出たときの公約、まあ、マニフェストがどういう形で4年間実現に至ったかということをもとめたものの、ごし、内容だというふうに理解いたしました。実は、まあ、こういう形で、私の後援会から出てる、あのう、産業振興についての項目があります。まあ、それについて、私なりに説明をさせていただきたいというふうに思います。まあ、農林業を中心とした産業興しの推進というところで一つは、まあ、これ全般的な話ですけども、地域興しという観点からやはり今推奨、やっとります夢づくりプラン、まあ、こういった形で、とにかく地域が元気になっていくんだという、いわゆる地域振興会みたいな形の行方はどうなっているかということ、まあ、まとめてるわけではありますが、まあ、夢づくりプランについては、当時では9か所既に実施済みであった、又は実施中であった。で、現在、今日現在では11か所、自治会の数でやれば17自治会が既に実施していただいております。また、今年度5地区が準備中であります。いうところで、まあ、だんだん広がっているなど私も喜んでおります。で、更に、まあ、具体的に、まあ、主に農林、農業を中心とした産業興しの公約の中で、やはり担い手と言われているJA、これと一層の連携を図っていかなきゃなりませんという公約を掲げたわけではありますが、合併をしてもなく、まあ、農業活性化支援センターを設置いたしました。そこで、様々な担い手を育成をしてきたわけであります。で、今日現在のその実績も含めて申しあげますと、まあ、農業活性化支援センターの主な業務というのが一つは、人の確保、まあ、二つ目には、まあ、農業収支の改善、それから三つ目には農地の利活用、まあ、こういったものを、まあ、今、活性化支援センターを中心にやっております。で、担い手の方でありますけども、主に集落営農組織、これを育成、取り組んでおります。まあ、この組織率は県内でも私は上位にいくんではないかなというふうに、まあ、思っておりますけども、これを一步更に進めて、農事組合法人あるいは特定農業団体、こういったものがいくつあるかということと言いますと、現在13の農事組合法人、また五つの特定農業団体が発足しております。それから、まあ、農業収支の改善の方では、できるだけ、中山間直接支払制度の活、こういったものを活用して、農業機械の共同利用促進、こういうことで機械経費の圧縮を、まあ、図っております。更に、まあ、農地の利活用の点でありますけれども、まあ、農地の分散化を防ぐということで、従来やっておった人と人、あい、相対の契約をやっぱり改めて、町が間に入って受け手を斡旋する、まあ、農地所有者代理制度、俗にいう、農地の白紙委任制度、こういったものをそせ、創設をいたしました。

平成21年度は22haの申請がありまして、殆どが、近隣の方々の担い手に集約、集積をされております。それから、まあ、JAとの、更に、まあ、連携でありますけれども、JAのみならず郡酪とも一緒になって耕畜連携というものをスタートしております。転作だん、転作田の活用あるいは畜産飼料の地元確保ということでアグリサポートの設立をやって、平成22年は35haのこの畜産飼料関係の栽培をしております。また、JAとの、まあ、これはJAは主体でありますけれども、ハーブ米の振興というところで、生協広島のみならず、九州、関西の方へも大いに出荷をして、栽培面積は現在121haまで拡大をしている。これは年々拡大をしております。最近では生協との、JAさんと生協との環境を守る農業コラボレーション宣言、こういったものをやっていら、いらっしゃいますし、一層今後とも安心安全な米づくりの推進ということをやりたいと思っております。それから、公約の三つ目でありますけれども、販路開拓、将来は輸出も考えたいということをおっしゃいましたが、ご案内のように邑南町産米を今、香港へ輸出をさせていただいてるということであります。これは、まあ、JAさん、あるいは現地のイオンさんとの、まあ、連携でこれがなったということではないかと思っております。21年度では35tという邑南町産米を輸出をさせていただいてるということでございます。更に、まあ、野菜も、まあ、かぼちゃを中心に、まあ、わ、まだ僅かですけれども、香港へ輸出をさせていただいてるということもございます。まあ、林業の方でございまして、あのう、まあ、特にやはりどんどん邑南町の木を使っていかなきゃなんというところで、主に、まあ、町産材利用の拡大というものをやっております。町営住宅であるとか、公共施設、例えば支所等々に、大いに使わせていただいている。まあ、いうようなことで、まあ、あのう、一応公約どおりにいっていただくかどうかは、まあ、評価いろいろ分かれまじょうが、私としてはそれぞれの団体に頑張ってもらって、まあ、ここまで来てるなあということで改めて、まあ、この場で感謝を申しあげたいというふうに思います。以上です。

●議長(三上徹) 昨日、保留になっておりました答弁でございました。それでは日程第2、一般質問。昨日に引き続きまして一般質問を行います。それでは一般質問順位第10号日高勝明議員登壇をお願いいたします。

●日高議員(日高勝明) 議長。

●議長(三上徹) はい、日高勝明議員。

●日高議員(日高勝明) 社民党の日高でございます。6月定例議会にあたりまして、通告をいたしております3点についてお尋ねをしておりますが、私は無事元気に野党に帰ってまいりました。たいへん8か月間ご心配をいただいたことを有り難く思っております。昔の人はしかし良えことを言いましたね、やはり野に置かれんげ草、これはやっぱり社民党ちゅうなあ、鉢植えに似合わない。やっぱり野におってこそその社民党だということがよくわかります、私も最近元気になってきたんですね。これからも頑張っていきたいと思っております。さて、まあ、三つの通告と申しますのは、日和小学校の統合の問題、そして、かねがね私はもう少し成長発展してもらいたいなあと思っていた研修員の制度、それから先般、総務委員会において、総務課長からご提案がありました、町職員の自治会の担当制度、これを歓迎するという視点から、三つほど順次お尋ねをしておりますが、既にですね、この日和小学校の統合に関わる問題、たくさんの議員さんが一般質問で取りあげられました。かくも含めて思い出してみますのにですね、一つの課題を通告をしている議員の半数もがこう、共通して、この通告するというようなことはあまり、私は最近記憶がありません。それだけ、この日和小学校の、まあ、廃校に繋がるこの問題は大きな課題であったというふうに受け止めなければならないのではない

かと思います。長い歴史を持つ日和小学校が町のこの条例の上から、まあ、ある意味で永久にと言って良いんだと思いますが、姿を消すわけでございますから、教育委員会が子ども達の教育のためについていう視点1本に絞って、統合を決断されたこの姿勢というのは当然のこととは言え、説得力もあるし、私は評価をしてまいりたいと思います。これを苦渋の中で、子ども達のためにと受け入れられた日和地区の住民の皆さんの英知というものは歴史の評価に十分耐えうる決断であったと深く敬意を表したいと思っております。そこで先ず最初に、この先日の、からの4人の議員の皆さんの一般質問に対する教育委員会側あるいは町長の方からの答弁も聞きながら、1、2の問題について私はここで申しあげて、それに対する回答をいただいております。多くの皆さんからいろいろな角度から質問が出ておりますから、私がここでお尋ねをしようとしたことと大きくこう重なってまいりますから、随分、その皆さんの質問で整理をされております。私が教、教育委員長に、先ず、お尋ねをしたいのはですね、学校は地区の、この精神的な面も含めて、この文化センター的な魅力というか、ある意味では魔力というか、学校というものはそういうものを持っております。これは児童生徒はもとより卒業生であるとか、地区の一般住民であるとか、共通の、統合の、この赤い糸で絆で結ばれたものがあるというふうに思うわけですね。で、町長が、その小規模校をあくまでも、この残していきたいという信念をずうっと一貫して述べてこられたのは現実との間に様々な齟齬が生じ乖離が生まれたとしても、これは大きな社会の変化の中で生じておることであって、私はこの町長の精神というか、信念は今後も大事にさせていただかなければならないと思っております。そこでお尋ねをするわけでございますが、昨夜ですね、皆さんの一般質問を聞いて私に小規模校を抱える町内のある地区の住民の方から、お電話がございました。私が今日一般質問をするということはご存じなかったようでありますけれども、このテレビの中継のやりとりをみて、この小規模校のあり方検討委員会というふうなものが、設けられて検討に入るということが、その方には非常に印象に残ったようであります。その答弁の一つは、その方が仰るのは町長の答弁において小規模校統合の、一つの目安が、日和において出てきた、例えば10人を切るというふうな問題。あるいは、その1年生から6年生の、までの間で、その、ある学年がゼロになると、こういう状態でいうのは、やはり、その学校の将来について考えなければいけない具体的な一つの、まあ、前例となるという主旨だったと思うんですが、町長の答弁があったと、そのことをたいへん気にして、私に聞いてこられたわけでございます。この方向性において、その方は日和の、この問題が起こったのを切っ掛けとして、町内の2、3あると思いますが、ここでは敢えて私は地区名などは申しあげませんが、この小規模校を一瀉千里に統合へ向かって突っ走る前触れではないかというふうに受け止めたが、おまえはどういうふうにあの答弁を聞いたかと、これが、まあ、電話でのお尋ねの主旨でございました。私はそれに対してそうではないと、私が受け止めた答弁はそうではなかったと、いうふうに言いはしたんですけれども、まあ、教育委員長は今回の問題で、当初から日和小学校の問題について陣頭指揮をおとりになったと、非常に教育委員会の教育委員長の顔が見えた、対応をなさったというふうに私は評価をしておりますが、この健闘が存続のためにどうすればよいのかと、その地域の活性化を含めて、その長い歴史を持つその地域の小規模校をどういうふうにすれば残していくことができるのかということを、学者、文化人、学識者等の知恵も入れながら検討をしていくというための機関づくりだと、私はその答弁を、この町長なり教育委員長の、そしてこれまで述べられてきた町長の施政方針なり、そういうものを総合的に、こう考えたときに、結論はそうなるというふうには、私は受け止めたわけでございます。そのことについて、教育委員長から、先ず、これは前段にお答えをいただいておりますというふうに思うわけでございます。

●河野教育委員長(河野義則) はい。

●議長(三上徹) はい、河野教育長。

●河野教育委員長(河野義則) 昨日、5番議員さんのご質問に対して、教育長の方から検討委員会を、まあ、来年度あたり、考えたいということを、まあ、答弁したわけでございますが、若干、あのう、誤解があったのかなというふうに受け止めております。昨日の答弁の中で教育長もはっきりと申しあげておりましたように、このけ、あのう、検討委員会というのは統合ありきということでは決してございません。先ほど議員さん、あのう、ご質問にありましたように、やはりこれからの邑南町を担、担って立つ子ども達にどんな力をつけていったら良いのか、そのためには学校はどういうふうにあるべきなのか、あるいは、また子ども達の教育環境、これはどういうのが望ましいのか、そういったことを、あのう、検討していこうと専門家を踏まえてですね、専門的知識を持つ、持った、あのう、先生方も踏まえて、そういったことをこれから検討していかなければいけない。で、これもさき、昨日も、あのう、質問の中にございましたけれども、今回の日和小学校の統合に関しては、非常に、まあ、短期間にその2か月足らずの間に、決めざるを得なかった、結論を出さざるを得なかったと、で、こういうことは、まあ、2度とあってはいけません。で、そのためには事前に十分に、まあ、いろんな角度から学校というもののどうあるべきか、それを十分に検討して、そして仮にそういう状況、まあ、あのう、先、先ほども仰いましたけれども、人数の問題でありますとか、そういった問題が生じる恐れがある場合は、事前に地域の皆さんと、まあ、協議に入ると、そういうようなことのために、やはり検討しておく必要があるだろうということで、来年度から、その検討委員会というものを考えておるような状況でございますので、一つ誤解のないようにお願いしたいと思います。

●日高議員(日高勝明) 議長。

●議長(三上徹) はい、日高勝明議員。

●日高議員(日高勝明) ただ今の教育委員長の答弁を私もしっかり受け止めておきたいと思います。ちょっとこっから言いますが、テレビを見ていてくださいと、私はタベ言いましたから、見て下さっておると思いますが、今の教育長の答、教育委員長の答弁聞きましたか。これは、あのう、統合ありきということでやっておくことではないというふうに今教育委員長は明確にこの議場において記録に残るところで仰いましたから、ご安心をなさってですね、私は今後やはりこの地域がどういうふうに関心をもちたいのかということや、発展をしていったら良いかということや、総ぐるみで一つ頑張っていくという一つの切っ掛けにしてください。以上でこの関係は終わります。続いてですね、この耐震対策に適さない校舎である日和小学校が統合を急がせる切っ掛けになったということは否定できないと、今仰ったように非常に短期間に決断をせざるを得なかった要因の大きな一つであると私は思っております。本来、まあ、耐震と、地震に耐える校舎を置くことと統合というのは、これ別次元の問題だということは、まあ、これまでも仰っておられましたが、やはりこの一定数の児童数が日和で展望できれば、当然日和小学校は校舎の建て替え等が粛々と行われることになっていったんだと思いますが、しかし、まあ、今日の状況の中で、児童数の減少が極限状態に達していくことが見極められる中で、その非常に短期間に決断をせざるを得なかったということがあつたということがあるわけです。この統合の震源地というのは、その私は耐震対策が本当の意味の震源地ではなくて、合併前に日和保育所を矢上保育所に統合することを、当時に町長が決断をされ、議会に諮り決定をされた時から私は始まっているというふうに推察をいたします。日和保育所の統合も何うと渋々であつたというふうに住民の皆さんから聞きましたけれども、今回はその呪縛が、縛りがやはり、この小学校を統合に向けて早めていったということは私は否定できないのではないかとこのように思っております。特別細かな数字等を持ち合わせた上で、申

しあげるわけではありませんし、このことを細かく追求していくのが私の今日の質問の主旨ではございませんから、まあ、そういう遠い遙か以前にその震源地はあったんだということは、もう間違いのない事実で、今回の2年、短期間における決断が、あながち今日の体制の中で起こったことでは私はないと思っております。そこで私は、具体的な質問に入りますが、次は、あのう、教育長に具体的に一つ、もう一度決断というか決意を述べておいて貰いたいと思うことがあります。日和の皆さんが先ほど言うように、ほんとに苦しい中で、子ども達のことを考え、地域のことも、また思い合わせながら決断をなさいました。私はここで教育長にお伺いしたいのは、先日までの質問の中でも、その答弁は私はなされたというふうに思っておりますけれども、この受け入れる矢上小学校の問題です。この矢上小学校の校区に日和が拡大されるわけですね。まずは私は受け入れる側の矢上小学校のPTAの皆さん、あるいは先生方、保護者の皆さん、そして広くは矢上地区の町民の皆さん、その人たちが暖かい気持ちで、この日和を校区として認知し、受け入れるという両手を広げた姿が、やはり日和の皆さんをどれほど安心させることであろうかと思うわけです。そういうところに私は教育委員会が、持てる機能を生涯学習も含めて、持てる機能を十分発揮なさって、この不安の除去につながるような、努力、そして矢上地区へのいろんな啓発、説得、そういったことをなさっていくのが、当面教育委員会の側としては私は、最大の仕事ではないだろうかというふうに思っているわけで、そのことについて、お尋ねをしておきたいと思います。

●土居教育長(土居達也) はい。

●議長(三上徹) はい、土居教育長。

●土居教育長(土居達也) あのう、お尋ねの件ですけども、私たち、まあ、誰しもですね、例えば学校が替わるとか、あるいは職場が替わるとか、あるいはいろんな進学で違う地域に、まあ、行くような場合があったときにですね、大人といえども、相当な、まあ、不安があったりストレスがあるということを、まあ、経験をしてきております。まあ、学校が一つになるという、まあ、同じ町民であっても、あるいは傍であっても、そういう不安というのはたくさんあることだというふうに思っております。まあ、基本は私たち、まあ、行政がそういったことをどれぐらい、まあ、想像できるかという部分も確かにあるかと思っておりますけども、原点はやはり日和地区の皆さん、学校の先生方それぞれ、よく声を聞いて、そういう不安をどうゆうに取り除くことができるのかというふうにして考えていくのが、まあ、原点だというふうに思っております。まあ、そういう中で、特に少ない人数の立場である日和地域、日和の子ども達のことを考えますと、特に矢上小学校においてはですね、これを一つの契機として、学習材として、誰もが、まあ、安心して通える、あるいは居やすい、学級や学校づくりをどういうふうにしたら良いのかというふうなことを考えてもらう場にさせていただきたいなというふうに思っております。また、あのう、地域保護者の皆さん方も連携をしながらですね、どういうふうにしていけば、子ども達が安心して、気持ちよく通えるようになるのかということを考えていくような場を自治会長さん方等交えて相談をしていったらというふうに思っております。また、あのう、日和の地域の方にしてみれば、子ども達の繋がりが少なくなるというご心配もありますので、やはり日和の子ども達にどういうことを残していきな、いきたいのかというようなことを考えて公民館等中心にしながら、そうした取り組みも進めていかなきゃいけないというふうに思っております。先ほど、繰り返しになりますけども、原点は日和の地域の皆さん、保護者の皆さんの声をしっかり受け止めて取り組みを進めていくべきというふうに思っておりますのでご理解いただきますよう、お願いします。

●日高議員(日高勝明) 議長。

●議長(三上徹) はい、日高勝明議員。

●日高議員(日高勝明) ただ今の教育長の答弁をもって良としたいと思います。日和小学校は、まあ、私も教育民生に所属をして、この合併後非常に関心をもってまいりましたし、幸いなことに5、6年生の、この議会とはというお話をする機会にも恵まれて学校の子どもさんたちとも交流をすることがありましたので、一入、この親しみを覚える学校であります、このふるさと教育というふうな点では、まあ、大規模校が十分やってないとかいうような意味ではなくて、小規模校にはそういうところは非常にきめ細かく配慮のできる良さ、これが、まあ、小規模校の良さなんだろうと思うんですがやっていたらっしゃる実態をいろいろと担任の先生などから聞かしていただきました。そういう点が今後新矢上小学校の方へこう移るわけですね。で、そうすると校区としては、日和が矢上、新矢上小学校の校区に入るわけですから、非常にたいへんだと思うんですが、やはりこう、日和のつち、で、培われた良さというふうなものを是非私は新矢上小学校の中で受け止めて、引き継いで、やっていただけるように是非一つ、これは、あのう、生涯学習の公民館等と結びつくことで、それがこう飛躍発展できる可能性もあると思いますので、そのことを是非、これは答弁はいりませんが、要請をしておきたいと思います。また、あのう、町長にはもう答弁を求めませんが、これまでの答弁の中で、このやはりそういった決断をしてくれた日和に対して、社会教育の機関、機会、機関等を通じていろいろと、この夢づくりプランなどの実践のために、まあ、いろいろ支援をしていくと、支援をしていくという表現をなさったと思います。是非、これは今後、日和は非常に魅力を持った地区であるところへ更にはまだ交通網の充実等という夢もあるわけですから、これは是非一つ町長が仰った、その日和地区への、その支援というものを継続して、いろいろと取り組んで教育委員会側をサポートしてほしいということを、まあ、私の方から要望として申しあげて、1問目のこの日和小学校に対するお尋ねは、これをもっておきたいと思っております。どうか一つ、本日は議員も一人一人が最終的な決断を求められる場です。いつの時も議員は、重大な決意で賛成、反対の意思表示をしておりますけれども、このことは、この学校の統合というのは私自身も小学校も中学校も高等学校も校舎もなくなり、校名もなくなるという悲哀をずっと体験してきた一人でございますから、学校がなくなることの重みというものについては、ほんと私自身もその痛みがよくわかりますだけに、どうか一つ、議員の皆さん方の決断によって、方向付けられると思いますが、今後とも一つ、先ほどから申しあげたことを滞りなく新矢上小学校発足できるように最善を尽くしていただくことを心から要請いたします。さて、あのう、2番目の問題ですが、この研修制度の活性化と継続を求、求めていきたいという点で、定住企画課の東課長にいろいろと具体的に1件ずつお尋ねをしてみたいと思います。まず、その研修制度、これは、この邑南町の今日では大切な一つの個性というか大事な資源になっていると思います。旧石見町が英知を傾けて、この制度をされた、つくられたそういうものが営々と今日に至るまで続いている、他にもいろいろ石見、旧石見町は財産を新町へ送り込んでおられますが、香木の森という大きな、資、資源を活用した、この研修制度というものについては、非常に将来夢を持った可能性を秘めた制度であると思っておりますので、私が申しあげるのは、見出しにも書いておりますように、制度の活性化と永続であります。そういう視点から一つお答えを願いたいと思いますが、先ずは現在の年間の活動状況というのは、どういうふうになっているのでしょうか。実は私も先年まで、あのう、開発公社に所属をしておりましたから、そこでは、まあ、若干のお尋ねもしたり、また様子も聞かしてもらった機会がありましたが、最近とんとご無沙汰で、このどういうふうな活動が最近行われているのかなということがちょっと、うっかりしておりますので、簡単で良いですが一つ状況を聞かしてください。

●東定住企画課長(東義正) 番外。

●議長(三上徹) はい、東定住企画課長。

●東定住企画課長(東義正) 年間の活動状況でございますけども、まあ、研修生はもちろん、あこでハーブの研修をするわけですけども、まあ、園内での活動が、まあ、先ず一つであります。まあ、あのう、ハーブの苗等の育苗であるとか、あるいは、くろは、クラフト館での販売実習であるとか、あるいは来園者に対しての指導であるとか、そういった園内での活動もしております。それから町内の公民館等に出かけまして、ガーデニングの教室の、開催したり、あるいは地域の方々との交流も図っております。また、あのう、これは専任の指導員さんが2名おられますけども、たいへんにお世話になっておりますが、菜園の実習ですね、まあ、りょう、研修生たちは香賓館という施設で、共同生活をしておりますけども、まあ、自分たちの食べる野菜は自分たちで作ろうということで、指導員さんの指導もいただきながら、野菜あるいは田植えや稲刈りといったような研修もしております。また、あのう、福祉研修としまして毎月1回でございますが、指導員さんのもとで、地域福祉についても学んでおります。またボランティア活動にも参加をしておられます。それから、まあ、園内では様々なイベントも行っておりますけども、まあ、そんなイベントの企画あるいは、あるいは5月にも行いましたけども、夜のバラ鑑賞会といったようなことで、研修生の中には、それぞれ特技を持った方もおられます。そういった特技を出しながらイベントにも参加しております。また、あのう、平成5年から、この事業が行っていますけども、まあ、卒業された方とあるいは地域の方にはボランティアとして園生にも、しつ、園内に来ていただいておりますけども、まあ、そういった受け入れのお手伝いもしてると。それから、まあ、園芸福祉の取り組みなど、まあ、様々な活動を年間を通じて行っている状況でございます。

●日高議員(日高勝明) 議長。

●議長(三上徹) はい、日高勝明議員。

●日高議員(日高勝明) 今お話をいただきましたが、まあ、私がこれをお尋ねする最大の、そのものは、この研修や活動が最近少しマンネリ化しているんじゃないかなあという思いがありましたので、こういうタイトルでお尋ねをしておるわけですが、先ほど話がありましたように、園内活動から園外へも随分出ようとなさっている計画があるようですが、最近の、この例えば、まあ、21年度とかですね、この園外、いわゆる、まあ、その公民館活動であるとか、あるいは地区の公民館祭りへの協賛参加であるとかですね、あるいは地区の、またそれは老人のグループの皆さんとか、いろんな活動があろうかと思いますが、中でも、この生涯学習と結んだ公民館との提携というものが、どの程度21年度あたりであったのだろうかとかいいうふうなことを、手元に資料がありましたら、これも簡単に結構ですから、ちょっと答弁してください。

●東定住企画課長(東義正) 番外。

●議長(三上徹) はい、東定住企画課長。

●東定住企画課長(東義正) あのう、公民館の活動でございますが、21年度を申しますと、9回出かけております。まあ、そういった9回出かけて、延べ130、173人ぐらいの方に参加をいただいておりますけども、あのう、公民館ではプランターの植え付けの人、あるいはハンキングバスケットの人、それから、失礼しました、9回の中には、小学校にも出かけたものもありますし、矢上高校にも出かけたのが、1回ずつございます。まあ、そういった中で、公民館あるいは学校との交流も図っているとゆったところでございます。

●日高議員(日高勝明) 議長。

●議長(三上徹) はい、日高勝明議員。

●日高議員(日高勝明) まあ、そうした活動が具体的に行われているようですし、20年度、今のは21年の報告でしたが、20年度あたりでは、私も地元の公民館で交流をした公民館祭りにおいて、花などを一つテーマにして交流をした記憶がございます。そこで、あのう、私たちの目に入るのは町広報等で、一応卒業されてお帰りになるときに一人一人の感想などが広報でよくまとめて載せられておりますが、非常に、あのう、書かれているのは美しいことが書かれております。良かったなあと思っているんですが、まあ、あのう、たまたまそう、おいでいただいたりしたときに聞く感想の中にはですね、もう少しバラエティに富んだ、あのう、メニューというかプログラムというか、そういうものがあれば良いのになあというふうなこともないではありません。まあ、担当課の課長になられてから、まだ日が浅いので、そう、交流なさってないのかも知れませんが、この研修生たちの、まあ、現在の方でなくても以前おってくださった方等から課長としては、正直なところ、どういう感想を聞いていらっしゃるか、もし所、そういうことで所感をお持ちなら聞かしてください。

●東定住企画課長(東義正) 番外。

●議長(三上徹) はい、東定住企画課長。

●東定住企画課長(東義正) 私も、あのう、この4月から来まして、この4月の、今回の研修生と、まあ、初めて、懇談をしたことがございます。まあ、以前からのメモをめくってみますと、まあ、あのう、確かに議員さんが仰るような様々なメニューは希望があるんでしょうけども、まあ、非常に先ほど申しましたような、年間の行事がたくさんあるようでございまして、なかなか忙しいようでございます。ただ、あのう、まあ、それぞれハーブの研修ということで来られるわけですけども、なかにはですね、非常に、あのう、神楽が好きだというような方もおられますし、太鼓が好きだというような方もおられまして、まあ、現在の研修生でも、余暇を利用して、そういう団体と交流をされたり、参加を、練習等にですね参加をされたりしておられます。で、まあ、今までの皆さんの意見の中では例えば研、定住はしたいんだと、定住はしたいんだけど、まあ、雇用条件がちょっと悪い、いわゆるちょっと今の給料では生活しにくいなあという意見を持ってる方もおられます。また、あのう、職場や住宅の確保がちょっと難しいなというような意見を持ってる方もおりますし、まあ、あのう、1年じゃあなくて2年間の制度があれば良いなというような方もおられます。まあ、研修生のそれぞれの個々の感想ですので、まあ、全体としての意見ではないですが、まあ、今後考えれば、そういったことも参考にしながら、やっていかにやいけんなあというように思いますが、まあ、どなたも言われるのは、町の自然が素晴らしいと、まあ、町民の方の接し方も嬉しいといった方は皆さん言われますので、まあ、ここに、の自然、町の自然あるいは町の人情みたいなものはみな評価されるんだと思いますが、いざ定住するとなると、まあ、いろいろな問題があるといったような意見があるようでございます。

●日高議員(日高勝明) 議長。

●議長(三上徹) はい、日高勝明議員。

●日高議員(日高勝明) そこで、まあ、ちょっと具体的に、これは資料を手元にお持ちでなければ後ほど、この一覧表にしてでも結構ですが、この合併後、まあ、特にそれ以前は問いませんが、まあ、16年のところからですから、16年度で研修された方から始まって今日まで21年度ですね、この修了された方の動向、消息、そういったものを、あのう、まあ、町内に残って下さった方、あるいは、また幸いなことに町内で結婚をしてくださったりという方もあ、あります。そういったもの。あるいは、また、まあ、楽しい思い出を胸いっぱいこう、郷土へ帰って、出身地へ帰っていかれた方との、

このどがあいいうんですか、追跡調査と言いますか、連絡というか、そういった方なことが、まあ、なされておるのであればその消息などをどういうふうに把握していらっしゃるのが、まあ、1年間研修して、はい、さよ、さようならということで、その5、6人の方をポツと、まあ、残って下さる方はありがたいとしても、それっきりになっていくのはなんか寂しいような気がするので、やはり、この邑南町の在外町民というふうな形で、こう連携が保っていられるのであれば、いろんな、また今後のお付き合いの仕方もできるんじゃないかと思うんです。ですから、まあ、あのう、今数字がなければそれはそれで良いですが、私も、ダアーッと言ってもらっても私も記憶ができませんので、できれば、まあ、後から資料としていただければ有り難いと思っております。まあ、先ほど申しあげたように、あのう、どうしてもやっぱり園内での活動が中心になるんだとは思いますが、やはり、あのう、公民館を始め生涯学習の方とも連携されて、まあ、ハンザケ自然館も一緒に開発公社で生涯学習も、の方も担当課も入れながら一緒にやっておる事業があるわけですから、やはり、まあ、あのう、そういう面では、あのう、生涯学習課との連携も深める中で、もっと、この地域に進出する、特に石見地域、公民館でもどうしても、まあ、出向いて行かれるのはこの近回りの石見地域の公、公民館が中心だろうと思います。具体的に例えば瑞穂へ行き羽須美の方へこう行くとだんだん、この研修生に対する町民の認識というのが、こうだんだんと色が薄くなっていくんじゃないだろうかと思います。そういうところ意図的に、この交流を作りあげていくようなことをしないと私はなかなか今後全町民に認知された研修員制度となっていくのではないかと思いますので、そこらへんのことについて、簡単で結構ですから答弁してください。

●東定住企画課長(東義正) 番外。

●議長(三上徹) はい、東定住企画課長。

●東定住企画課長(東義正) ええと、あのう、研修生の動向について、ちょっと資料をもつとりますので、簡単に申しあげたいと思います。あのう、合併後16年から昨年度まででございますが、香木の森の研修生は、27名を受け入れております。また、あのう、農業研修生は8名受け入れております。計35名でございます。合わせまして内8名が町内に定住をいただきました。8名の内3人は就農をしておられます。また、その8名の内、まあ、お子さんが生まれた方は3人ございます。また、あのう、二人の、35名の内二人はですね、県内の方に定住をされたと聞いております。まあ、その他の方は、ふるさとへ帰られたり又は他地域に行かれたようでございます。また、あのう、卒業された方もボランティアとして時々こられたり、あるいは香木の森を訪れたり、休みなどにですね、おとずら、訪れたりする方もあるようでございます。それで、あのう、公民館等との連携でございますけれども、確かに、あのう、こち、こちらから仕掛けをしてですね、あのう、やる場合も数回あったようでございますが、できれば、まあ、これも平成、あまり古い歴史はございません。あのう、最近から取り組んだことなんですけれども、できれば、学校あるいは公民館の方から呼びかけていかれ、あのう、いただければ、あのう、いつでも出かける用意はあるということでございますので、まあ、積極的な受け入れをしていただいてですね、交流を図っていただくとやっぱり研修生がどんな考えをもつとか、あるいは地域の実情も研修生にもよく分かるといったことがございますので、積極的な働きかけをお願いしたいなというふうに思っております。

●日高議員(日高勝明) 議長。

●議長(三上徹) はい、日高勝明議員。

●日高議員(日高勝明) そこでさて、生涯学習課長さん、あのう、今担当課長がエールを送ってきました。積極的に受け入れてもらえれば、ありがたいということですが、私はやはり、あのう、公民館

などでは学習が、平板にならないためにもこういった皆さんたち、いわゆる、この地元邑南町の出身でない方のまた暮らし向きの違いとかいろんなそういうものに触れる良い機会だと思うんです。たった1回の体験なんですけど、そういうふうに思いました。これについて、公民館を束ねる課長としてどのようにお考えでございましょうか。

●森岡生涯学習課長(森岡弘典) 番外。

●議長(三上徹) はい、森岡生涯学習課長。

●森岡生涯学習課長(森岡弘典) 公民館、について、まあ、生涯学習課長としてですね、どういうふうに考えとるかと、あのう、香木の森の交流ということでございますけど、あのう、一応公民館12館、あのう、関わり方も、その差はございますけど、全公民館が何らかの形で、香木の森から研修生を講師で来ていただいて、寄せ植えの講演、あのう、学級を開いたりとか、また公民館の方で募集をして、香木の方へ出かけていく、クラフト館の方で学習をするというようなことは現在続けております。また、あのう、先ほど議員申しましたように、申されましたように、各地域の公民館祭り等もバザーとかスタッフとしてお出掛けをいただいていることもございます。本年度は平成22年度もですね、公民館での積極的に香木の森さんとですね、いろいろやっていきたいというふうに思ってます、まあ、あのう、ある公民館によりましたら、今年のスタッフさん、どうもフルートが吹けたりとか、オカリナが得意な方がいらっしゃるということで、そういうこう、コンサートも計画をしていきたいというふうな公民館もございますし、また地域の公民館の、にある古民家を使って、コンサート等もやりたいなというふうなことも、計画をいたしたりしております。いずれにしてもせっかくなんかのご縁ですね、邑南町に来ていただきましたので、公民館としまして、香木の森のスタッフさんと地域の皆さんのですね、繋ぐ、まあ、架け橋として今後とも努力をしてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

●日高議員(日高勝明) 議長。

●議長(三上徹) はい、日高勝明議員。

●日高議員(日高勝明) だいたい、まあ、2問目の研修生の制度についてはそういうことで、町内に残って下さる方も、この27人という人数の中から考えればね、非常に大きなウエイトを占めているとおも、まあ、それが、まあ、あのう、当初からの殆どを占める目的ではなかったとしても、やはりそういった方が、この地に非常に关心や、興味を持って下さって、もう1年ぐらいやってみたいという方があれば何らかの形でそれを受け入れられる、例えばその宿泊の問題だとか、その経費の問題はどうするんかとかいろんな課題があるのは私もよくわかりますが、やはりそうしておるうちにやはり、その邑南町への定住あるいは職についていただくというふうな機会も増えてくるのではないかと思いますので、その希望によっては、その研修生の大学院生を一つ、あのう、置くような形で受け入れてあげられる道を、私はまた開発公社の理事会等を開かれる機会があれば、あのう、検討をしてみられたらどうだろうかというふうに思っております。まあ、あのう、私事に近いことで恐縮ですが、私が拘わる福祉法人に職員として来て下さっている方が1名あります。非常に、あのう、積極的によく仕事を取り組んでくださる素晴らしい方です。そういう人たちをやはり、あのう、この地に受け止めていくためには、町内の、まあ、仕事がなかなかないというふうに仰いましたが、まあ、そりゃ、本人の好み、思考もあるでしょうから、どこでも良いというわけにはいかないと思いますが、町内にも、まあ、最大企業と言って良いような福祉施設等もたくさんの法人がやっているわけですから、そういうところへも私はそういう人を積極的に受け止めてくれるように、やはり働きかけをなさっていくべきではないだろうかなと思っております。まあ、そういうことを含めて、私はやはりマンネリ化

せず、更に今後とも、この事業を邑南町の目玉商品として、発展をさせていく上で、先ほど森岡課長も決意を述べてもらいましたが、生涯学習等とも連携しながら、非常にこの内容の濃いものに発展をさせていくことが必要であろうと思っておりますが、3つの質問でなかなか町長にお出かけいただく機会がございませんが、ここのところで一つ町長の今担当課長等とのやりとりをお聞きいただいで、その思いが湧き上がりましたらお尋ねをしたいと思いますと思っております。

●石橋町長(石橋良治) はい。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) まあ、あのう、この香木の森研修制度、非常に、まあ、伝統のある私は非常に石見町時代から素晴らしい制度だというふうに思って、これを仰るようにマンネリ化せずですね、新町になっても発展をさせていきたいという気持ちでおります。まあ、そういった中で私の考えというのが、まあ、今後の考えていうことになるのかもしれませんが、一つは、あのう、やはりハーブということを前面に出して、募集してるわけでありまして、やっぱりそうすると、まあ、せっかく香木の森というのがあって、ハーブをどうするかということになります。これは、あのう、教える側の問題だろうと思いますけども、指導する側にもですね、更にハーブということについて、一層の突っ込みをしていただきたいと思うんですね。で、それによってやはり、あのう、教える内容も自ずと濃いものになってくる、そしてそのハーブが正に町内の産業化になっていって、そこに研修生も一つの、就職の一つの一助になるということを私は思ってるもんですから、これだけハーブを植えてるという実績があるから、まあ、指導する側も研修生も一緒になってですね、ハーブを更にどうやって突っ込むか、突っ込んで研究するか、全国にはいっぱいもう既にやっているとこがあ、あります。そういうところをやはり勉強していかなきゃならんなと一方では思っております。もう一つはですね、今ああやって団体生活をしております。しかしながら、昨今ですね、この団体生活が、私は、まあ、ある意味では良い面もあるんかもしれませんが、研修生の中にはやっぱり苦手という方も実はいらっしゃるっちゃって、感想文にも実は書いていらっしゃるわけでありまして。で、この1年間の中でもし、そう、なんかあってリタイアすることがあっては絶対ならんわけでありまして、で、もう一回原点に立ちかって、立ち返って、か、香賓館で、団体生活をするのがほんとに良いのかどうか、私はですね、議員ご指摘のように一層地域との関わり合いというものを、私は深めていく必要があるんだろうと思います。そうなりますと、地域、町民と寝食を共にするような研修生が長期にわたって、こんなことがやっぱり、かん、あのう、考えていって、むしろ民泊等で長期に泊まっていたいで、その家族と仲良しになって将来は、というような話もなるわけでありまして、まあ、これも一つの考え方だと思いますので、そのところはしっかり議論をしてですね、地域との関わり合いを更にですね、深めていくことが今後の定住に繋がっていくのではないかなと、まあ、こういうことを実は思っております。そういう意味で、まあ、議員がご指摘いただいておりますように、マンネリ化ならんように、そして今年度からCATVも始まっておりますから、これには、まあ、今、出てもらっておりますので、見える研修制度としてですね、頑張っていきたいなあと、まあ、こういうふうに思っております。よろしくをお願いします。

●日高議員(日高勝明) 議長。

●議長(三上徹) はい、日高勝明議員。

●日高議員(日高勝明) 最後になりますが、担当課長におかれましてはですね、今町長は私の思いを受け止めて、前向きな、そのどちらかという受け止める意味での答弁をしてもらいました。そうすると研、研究をしていく、例えばそれは過去に研、研修生を経験した人の声も大事でしょうし、また、

町内の様々な、この学識、学識者の思いも必要でしょうから、この開発公社等をベースにして研究、検討をして、将来更に発展していく研修員制度にさせていただくように取り組んでいただくことを心から要請をして、これには回答はいりませんが、この2番目の質問を終わりたいと思っております。さて最、最後の質問ですが、時間は大丈夫ですね、これは簡単です。総務課長にお尋ねをすることになりますが、この自治会の担当制ということを一先般総務委員会に提案をなさいました。私は諸手をあげてこれを、あのう、受け入れたい、賛成したいと思うわけですが、まあ、これまでも以前の議会でお辞めになった議員さんからもですね、町職員の集落担当制を作れということを繰り返すご質問なさった方もありました。また私は、集落担当制ということにはちょっと無理があると思ったので、自治会の連携をとる担当者を決めてはどうかということを一先質問で申しあげたこともありました。まあ、そういったことも多少いろいろお考えいただいた面があるのかなあとも思いますが、幸いなことに一つの切っ掛けとなるのは、ようやく合併後6年目にして、この全町に自治会が、この立ちあげられたということがあったと思います。まあ、これに関する限りは、旧石見町がたいへんに一日の長があつて、それに倣う意味で、まあ、瑞穂は合併直前に自治会を立ちあげた、えらい今日は石見を褒めるようですが、大意はございませんから、あのう、そういうことで、こうずうっと今日、まあ、やってきたと、羽須美を最後にして立派に完、最後の一つが完成された。これは、あのう、町民から当時からですね、一国二制度というふうな名前でおかしいじゃあないかと、一つの町にいろんな制度があるなあということを度々言われてまいりました。そのことが解決できたことはたいへん結構だと思っております。旧3町村が同一の、この広報広聴を中心とする太いパイプで、結ぶことができたということでございます。これはやはり、活性化し、支援をしていくことが、邑南町のまちづくりの上で住民と結ぶ体制を更に大きくしていく上で、大事なことだというふうに思っております。まあ、小さく言えば自治会の中に石見では、このその下の単位を班と仰るようです。訃報などを聞いておると区というふうに言われるところもあるし、それは自治会で独自に、その持つておる組織の、下部組織の呼び名ですからどうしても良いんですが、まあ、羽須美や瑞穂は恐らく現在集落という形でやっておるんだと思います。まあ、これは多少の、そのいろいろその地域の個性特性というふうなものがあることなんでしょうから、それまではどうこうは言いませんが、やはり町長が繰り返し言ってこられたように自主自立の地域づくりをする中核としての自治会、これが、同じ土俵の上で、これからは対応していけるということであります。異議の深いことだったというふうに思っております。そこでやはりこの自治会、それは非常に活発に活動する自治会もあれば、なかなか活動が十分思うようにいかない自治会もいろいろあるだろうと思いますが、こういうところに、その出身者を中心とする町の職員さんを張り付けるというか、まあ、一応担当者として、自治会長や事務局長等のお助けをする町政との連絡役を務めるということは何よりも私は町の職員が、さんが、この地域で信頼を得ていく、絆を深くする上でたいへん大事なことだというふうに思っております。まあ、そういう制度を設けることについてはいろいろとまた議員さんの中にも、思いのちょっと異なる方もあるのかもしれませんが、私は是非、これは、まあ、やってもらいたい、まあ、今日この場で、必ずやりますという決意をしておいてもらいたいと思っておるんです。やっぱり、あのう、信頼関係がないからいろんな問題が起こると住民からのいろんなブーイングが、過剰に、この大きな声になって入ってくるような場合もあります。まあ、昔から国の先生、県のお偉方、役場のやついうてね、役場はやつだったんです。ただ、私はそりゃあこの親愛の情を込めたやつになってもらわなければいけないと思っているわけです。もうこの5、6年の間に何べんもこの場で使いましたから、使い古された言葉なんですけど、あのう、もう去年かおとどしに亡くなりましたが、仁摩町の泉元町長が、この役場というのは役人がたむろして

いる場所の役場であってはないと、あくまでも町民のために役に立つ場所としての役場であって  
もらいたいということを、これは何か泉さんが出版された本の中にも書いておられたと思いますが、  
これは私は、言い得て至言であって、今日色あせてないと思っております。そういうことのためにも  
ほんとに自治会と連絡をと、密にして、よくやってくれるという思いを、信頼感を自治会のトップの  
人たちが持つということは何よりも私は職員の皆さんにとっても大きな財産だろうと思っておりま  
す。まあ、そういう意味で、今回は、あのう、この制度を一つ是非できるだけ早く担当者を決めて、  
自治会単位にいうと、その自治会のエリアに町職員さんがいらっしゃらない自治会があるかもしれ  
ない。それはできるだけ近隣でその地域の事情に詳しい人を張り付けるというふうな方法しかとれない  
のかもしれませんが、是非やって欲しい。現実には、これは、まあ、今、総務課長には事前にいつ  
りませんから、手元に資料が無いかも知れませんが、自治会の中では私は相当多くの自治会で、事務  
局の次長さんとかですね、会計だとか、いわばその、あまり会長とか副会長とかでいうとこで、目  
に見えない、いわゆる裏方さんで一生懸命やってもらってらっしゃるんですよ。ところが●オフインだと思  
うんです。私のところから考えてみても。そうするとそういう形での参加もあろうし、今計画されてお  
るいわゆる担当制度、自治会担当制度、そういったものを一つ立ちあげてくださることで、私は自治  
会が完全に全地区に出来あがったのを切っ掛けにして、更に一つ発展していくんじゃないかと思う  
んですが、これについては日高総務課長からお考えを伺っておきたいと思います。

●日高総務課長(日高禎治) 番外。

●議長(三上徹) はい、日高総務課長。

●日高総務課長(日高禎治) 自治会担当職員の配置の考え方ということで、まあ、ご質問いただいた  
と思っておりますが、先ほど来、お話がございましたように、今年の3月、まあ、4月からでござい  
ますが、邑南町全地域におきまして、全地域と言いますか、39の自治会が、まあ、住宅等一部を除  
いて殆どの集落の方が、これに加入していただいたという状況でございます。まあ、ちなみに申しあ  
げますと、まあ、この自治会というのは石見地域では昭和50年頃から集落再編成というものに取り  
組んで自治会を結成してきたところでございます。また、あのう、合併時に、こうした今の集落の、い  
ろいろ維持というか、そこでのことが難しくなっていくのではなかろうかと、活動がですね、いう  
ようなことからこうした自治会を作ればということで話が持ち上がり、瑞穂地域においては14年ごろ  
だったと思いますが、そうした研究会というか、の方が出来あがったように思っております。まあ、  
それで自治会を作っていこうということで、16年頃に自治会が、各自治会ができた。羽須美地域  
におかれましてもそうした自治会という組織は従来からも名前、名称等であったように思っておりま  
すが、この度そのように39の自治会が邑南町に出来あがったと、まあ、その後、でございますが、  
平成20年にはこのまちづくり基本条例というものを作りあげたところでございます。その中でコミ  
ュニティの育成というようなことを言い、集落あるいは自治会も自ら自主的、自主的な活動団体とな  
り、このコミュニティづくりに努めることというふうに、まあ、これは自治会との行政の、まあ、協  
働に関する業務協定の中にも謳いこんだもんでございます。先般も私、あのう、高海自治会でござい  
ますか、5周年記念ということでそちらにいかさせていただきましたが、非常に活発な活動をなされ  
ており、盛大にその祝いをされたように記憶しております。まあ、こうしたように自治会というもの  
が非常に、結成されてから、あのう、活動な活発がなされておるのを私、あのう、その場で感じた  
ところでございます。あのう、今回これをどういうふうにしようかということで、町長等にご相談をし、  
こうした自治会に担当制を引けばということでですね、その目的としましては、あのう、自治会ごと  
に行政連絡を担当する職員をおきたいというところから話をしております。まあ、ある程度、定、あの

う、定期的に自治会に出向きながら、町からの行政連絡事項の説明を行うこと、まあ、これは自治会長さんであるとか、集落の長さん、こうした方とお話をするというようなことをすればと思います。情報を周知をしていきたいと、まあ、行政連絡的なところがあろうと、今、集落の長さんに。まあ、そのそうした機会を通じて、あのう、ご意見を伺って、この町の方へ、町の方へ持ち帰ることによって、まあ、身近な問題等、より迅速に対応できるシステムを作っていけばという思いから、町長の方も、この方法で進めてみようということで、話をしたとこでございます。また、あのう、あわせ職員が議員さん仰ったように、あのう、地域に出向くことによって、より一層行政が身近になるものではなかろうかと思っております。あるいは職員研修に結びつくことにもなるんじゃないかというふうな期待を持って、考えておるとこでございます。ただ、あのう、今後も、まあ、あのう、自治会等のご意見もも今からまた聞きながらですね、こうしたところは進めてまいりたいなと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

●日高議員(日高勝明) 議長。

●議長(三上徹) はい、日高勝明議員。

●日高議員(日高勝明) 時間がまいったようでございますから、総務課長の方から前向きに取り組んでいく姿勢が示されたところで、この問題については終えたいと思っております。今回は非常にやさしい問題ばかり3点お尋ねをいたしましたので、まあ、答えとしては誠に良い答えがね、返ってきたようですが、是非一つ前向きな対応をしてくださることをお願いして今回の一般質問を終わります。

●議長(三上徹) 以上で日高勝明議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩いたします。再開は10時50分といたします。

—— 午前10時39分 休憩 ——

—— 午前10時50分 再開 ——

●議長(三上徹) それでは再開をいたします。続きまして通告順位第11号長谷川議員登壇をお願いいたします。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 日本共産党の長谷川でございます。6月議会にあたり4点の問題を通告しておりますが、今話題の日和の小学校の問題を始めとして取りあげてまいりたいと思います。先ず、最初にいわみファームの問題でございます。いわみファームの問題に入る前に、最初に口蹄疫の問題で、今宮崎県民の皆さんに対して心からお見舞いを申しあげたいと思います。私自身も繁殖和牛2頭と仔牛を飼っておりますが、もし、我が家から口蹄疫でも出ればということで、ある意味ではほんとに毎日不安です。家の回りは消石灰で真っ白という状態にしておりますけれども、それでも、心配がつきません。宮崎県民の皆さんには昨日の報道によれば、宮崎県民の皆さんお断りなどという看板が出るというなどで、ほんとに畜産農家以外にも大きな影響が出ていると思います。1日も早い終息を心からお願い申しあげるものでございます。また政府含めて対策を強力にお願いしたいと思います。さて、そうした中でいわみファームの問題についても、今、会社側は地元の江尾自治会や、また江津市、邑南町、島根県が入って覚え書きの問題についての新しい協議を始めてらっしゃるというマスコミの報道でございます。江尾自治会等はBOD20ppmを、ミリグラムをきちっと守れということでの話でございますけれども、いわみファームは、法的にはその規制はないんだということで、申し出を突き返したというような話も報道されています。で、私はこの問題について、当然今後江尾自治会また関係者が、一致団結して会社と話を進めていかれるものと思いますので、その点についての

話は別にいたしまして、町として、今後どういうふうにしていくかという問題で話をさせていただきます。基本的には、あのう、町といわみファームの関係では日和の堆肥舎の問題がありますけれども、この指定管理は後1年だということで、指定管理を継続するかどうかということについては、町の大きな権限がございます。ですからそういう意味では、タイムリミットはあと1年ということが、ある意味で敷かれているのかなというふうに思いますし、また認定農家の認定の問題についても、基本的に産業建設の常任委員会等の話では認められないというのが、今の基本的な流れだと思います。当然、そもそもに振り返れば、あのう、振り返ってみれば、開発協議では糸谷川にはいっさい水を流さない、本来であれば八戸川へ流すということで、糸谷川に対しては生活排水しか流さないというのが開発協定、きょう、県の許可です。ですから、そこへふん尿の処理した物を流すなどということは元々開発協定をまも、許可を守ってないわけですから、そういう開発許可を守らないような業者を育成すべき経営体として認定するなどということ自身が先ず、おかしいということになると思いますので、当然のこととして認定農家への再認定は難しいだろうというふうに思っております。ただ、今後、問題になるのは、私が今回提起したいのは、糸谷川や日和川の河川の、この長年に渡る汚物の堆積の問題です。で、県と邑南町、また会社も出て、一旦、あのう、清掃をされましたけれども、それ以降の下流の部分についての除去をどうするかという問題について、会社側も含めて、てい、あのう、責任の追及をすべきだと思いますし、また会社がすぐにできないのであれば、法的な様々な対策をとるべきだというふうに思いますが、この点で今どのような取り組みがなされておるでしょうか。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(三上徹) はい、坂本農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 有限会社いわみファームの汚水流出の問題でございまして、日貫農場におきましては操業開始以来度々、こういう、まあ、事故を起こしております。で、下流住民からは、まあ、健康でありますとか、あるいは農業用水、それから環境、まあ、こういうことへ、まあ、被害があるのではないかとということもございまして、先日住民それから県、町それから江津市それから会社も含めてですね、糸谷川の踏査を行いました。で、この結果、あのう、何か所かで養豚のふん尿が原因ではないかと思われる堆積物を確認しております。で、糸谷川自体は上流部は邑南町の管理、それから中流部から下流に向かっては、県の砂防河川になっております。で、このため上流部の堆積物につきましては、町が主体となりまして4月にその堆積物の撤去を行なったところであります。それから中流域に県の設置しました砂防えん堤がございまして、こ、この上流に、まあ、かなりの物が堆積をしておるわけでありまして、これは先日県が調査したところ、非常に高い濃度の窒素分を含む有機質土が堆積しているという調査結果が出ております。で、これらの撤去につきましては、まあ、もちろん県河川でありますので、県が主体となって、撤去をする予定にしておりますが、業者負担も求めたいということから、この有機物が、自然のものであるのか、あるいは動物性の窒素分であるのか、いうふうな詳細分析を今、県の方で行っているという状況です。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 踏査した結果、あのう、相当濃度の高い堆積物があるということでございまして、当然、まあ、上流部の有安川の千300mは町の管理河川ですけれども、その後の糸谷川や、また日和川へ流れて合流していく部分について、県の管理河川です。で、島根県は河川管理者の監督及び河川管理上の支障を及ぼす行為の禁止の規定に基づいて県が環境保全のための、代執行を行うべきだと思います。で、同時にそれは、あのう、基本的には邑南町からは申し出がなかなか

しにくい問題ですので、やはり4者協議の中で江津市に対してやっぱりそういう点を求めていくと、で、河川浄化を江津市とともに県に申し立てて、島根県水質汚濁防止連絡協議会を、に、上申し、対策を求めるとともに、先ほど原因、負担の問題がありましたけれども基本的には、この河川のそういう問題の原因者負担を求める場合には島根県公害審査会に原因裁定を求めて、かかった費用を原因者が負担するという原則に基づいて、いわみファームに求償するべきだと思います。で、そのためにもやはり江津市にその立場に立ってもらわなければならないというふうに思うわけですが、この点で町長に、こうした問題での今後の方向付けについて、提起したいと思いますが、いかがですか。

●石橋町長(石橋良治) はい。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) あのう、この問題やはり、あのう、原因者負担という原則を貫かれるべきだろうと私も思います。したがって、やはり今、直接被害を受けていらっしゃる江津市側が、そういう立場に立って求めていくというのが、まあ、筋であろうかと思いますが、そのことについてはやはり今、県、町、江津市、いろいろと協議をやっておりますので、まあ、その協議の行方を、私は、まあ、待っておるとするか、お願いをしとるとするか、まあ、そういう状況でございます。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 是非協議の中で積極的にある意味では、これまで邑南町が、あのう、ある意味では下流からいうといわみファームと同じような立場で責任を追及されということでもございましたが、そうではなくて積極的に、こうした問題で江津市さんも、しっかりやってくださいという立場に立っていくということが、4者で共闘して、今後取り組んでいくということでも大いに意味のあることだと思います。同時に邑南町独自としては、今度江津市に対して、例えば河川法も平成9年の改正で、河川環境の整備と保全という用語が挿入されました。単に綺麗な水を流すだけではなくて、それ、その環境や地域のそれ、そういうことを含めたものも考えなきゃいけないよ、そういうふう、時代になったよということが入りました。ですからそういう意味では私は、今回のいわみファームに端を発した糸谷川の汚濁の問題に限らず、ある意味では日和川の流域の千丈溪ですか、そうしたところの浄化をしてやはり一つの観光名所としての見直しを含めてしていく上でも、あのう、水質だけではなくて環境も保全していく、そして下流の人たちも喜んでいただけるような形の、まあ、いわば、あのう、瑞穂でゴルフ場環境保全管理委員会を作ってるような形の、環境保全、河川環境保全、整備保全委員会というような形のものを、江津市と邑南町と地域の皆さん、そういう一つの中で、設置をして、で、そういう中に水質保全の、その業者責任というような形をやっぱり明確に盛り込んでいくというような提起をしていくべきだと思います。で、今はどうも覚え書きの議論に、こう、あのう、集束しているので、やはりそのところ広い目できちっと提起をすることも大事だということに思っておりますが、その点町長最後もう一度この問題で答弁いただきたいと思います。

●石橋町長(石橋良治) はい。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) あのう、まあ、新しい覚え書きについてはこれはいかに会社が、我々も含めて地元に対して誠意を見せるかと、こういうことで、我々は新しい覚え書きをということをお願いしてるわけでありまして。で、石見町時代に作られた覚え書きの、やはり精神というのはやっぱり会社に対して、島根県も当時の石見町も桜江町も地元も一緒になって、一緒になって指導していこうということで、それぞれが判を押してるという、私は、まあ、理解をしています。ただ、残念ながらそれ以降

はどちらかという責任のお互いに、その、まあ、言い合いというか、なすり合いというか、そういうことがやっぱり若干見受けられた、それじゃあ、やっぱりまずいだろうということで、先般やはりこれは元の精神に返って、4者が一緒になって、会社に対していろいろものを申そうということで合意になったわけでした、いよいよそれが、まあ、スタートしたなあと、まあ、こういう思いでございます。やっぱりそういうことを考えますと、更に発展をさせるということで、いわゆる4者が、やっぱり一緒になって、それから民間の有識者も入れてですね、ご提案のような水質、水質管理保全委員会というものをやっぱり作って、やっぱり共通認識の元に、今後の、今回の問題も含めてですね、いわゆる水質の保全ということについての検討委員会というのを立ちあげるということは、我々も既に提案をしつつありますので、まあ、このへんはす、既にございますから進めていきたいなあというふうに思っております。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 是非その方向で頑張っていたきたいと思います。次に2番目の問題に入りたいと思います。日和小学校の統合の問題です。地元との話し合いを受けて、統合に理解してもらったということで、あのう、議会の中には2か月間という短期間でよく統合の問題を決着つけたとか、まあ、苦渋の中での決断を評価するとか、そうした評価をする声がありますが、ほんとにそうしたことが歴史的な評価に耐えるのかどうかというふうに私は思います。私はその耐震問題で危険校舎だということで、緊急避難として日和小の子ども達を取りあえず、矢上小学校へ通学させると、で、その間休校にして、で、2、3年掛けてやはり地域で十分議論をしていただくということが必要ではないかという提起をしてまいりました。で、そうしたかん、角度での提起に対しては結局結論を急がれたと、言わば、まあ、押し込んだというに思いますが、あのう、そういう形になったと思います。そこで私が、この問題での議論で教育委員会に、こういう点をお願いしたと思うんです。複式解消のためには当然加配が必要だと、県教委にそれを求めにゃいかん、そして県教委が認めた加配でなければ単位が認められないということはわかったと、しかし、それは統合だけが条件じゃあないはずだと、これほど耐震問題が全国的に話題になって、耐震で危険校舎と認定されて、とにかく子どもの安全のためによその学校へ通わせなきゃいかんという状態が出てくることは県内でも発生するはずだと、だから特例で認めてくれという交渉を県教委に行ってやれという話はしたはずです。しかしその点での回、回答は全くないんです。と、あのう、学校を廃止するという議決を持ってこいと県教委は言ってます。絶対6月でないと駄目かと言って、言ったら、結局調べたら9月でも良いですよ、もっと後でも良いですよって話になってしまう。だけど一番大事なこの問題については全く回答が無いんです。特例扱いしてくれとなんで言いに行かないのかと、言いに行ったのかどうか、先ず、それを第一に聞きたい。それから先ほど日高議員も言われてましたが、私は合併後初めての議会、12月議会で日和保育園の統合問題は緊急すぎるし、住民が反対しているじゃあないかと、そういう中で押し切るのはおかしいと、そしてこの保育園の統合廃止問題は必ず日和小学校の統合廃止につながる、ある意味じゃあ、前触れというか、あのう、掃除するために統合へ、行くための誘導だということで、そこまで地元は同意してますかという話をしました。で、そのときには、同じ邑南町内の様々な例を全部調べた上でそのことは指摘したはずで、で、そのときの町長の答弁はある意味じゃあ、慎重に対応せないかと、ごり押しじゃいかんという話をされました。で、この議会でも当時、平成16年の10月の町長選挙の時に町長が日和で、小学校じゃないんですよ、保育園を一人になっても残すという演説をされた。で、それをどうだこうだというのは12月議会にいっぱいありました。話が。他

の議員から。そんな公約は撤回しろっていう話がありました。しかし私はそれを高く評価したいと思うんです。町長が当然、初めての町長選挙のときに、合併して大きくなった町の周辺地域をさびれさせないと、そのためには地域、地域にあるそういう子育ての施設を残すんだと、一人になっても残すということを勢い余って言ったということは、私はあっても良いか、良かったと思うんです。あのう、日和地域の皆さんの支持が欲しいからという、あのう、あさはかな、そんな気持ちで言ったはずないんです。やっぱりそこには太い、あのう、羽須美地域も含めて広い地域の、周辺地域の人たちの声が町長に届いてたからこそ、そういうことを言ってしまったんだと思うんです。それは私は高く評価したいと思うんです。しかし、結果的には18年の3月議会で町長は日和保育所の廃止の条例を出しました。そして今回は日和小学校の統廃合廃止の問題について、今度はまたうまく言いましたね。教育委員会の結論を尊重する。町長はどう思うんですかっていうことを聞きたいんです。町長がこの日和地域の発展のためにどういうイニシアティブを発揮したのか、そここのところを先ず、お伺いしたいと。その2点先ず、両方それぞれお伺いします。

●土居教育長(土居達也) はい。

●議長(三上徹) はい、土居教育長。

●土居教育長(土居達也) 確かに議員さん仰るようにそういうご意見をいただきました。その意見を元にして協議、判断をしましたが、人数、今後の人数を、児童数を考慮に入れて、入れたということと、もう一つは既に保育所が、まあ、統合されているということで、この矢上へ通わせるという部分については、その二つの、まあ、あのう、こん、まあ、理由があって、通学させたいということで判断をいたしました。

●石橋町長(石橋良治) はい。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) まあ、あのう、選挙のときの発言については完全に私も正確に記憶してるわけじゃあないですけども、そういう主旨のことは言ったと思います。で、それは、あのう、一人という数は言ったか、言ったかも知れませんが、要は地域を大事にしたいとこういう思いの中でそういう表現になったんだろうと私は今思っております。で、ただ、町長になってやはり地域を思う、子どものことを思うということになると、町長の独りよがりではほんとに良いのかどうかということも実は一方ではあるわけです。子ども達のためにどうあるべきかということと、やっぱりその後真剣に議論していただくことがあれば是非それを聞かしていただきたいということは、まあ、常々言っております。で、まあ、今回そのことが教育委員会として、真剣に議論され、一つの教育委員会としての議論が、結論が出たということになったわけですから、私は、それは尊重したいなああと、まあ、こういう気持ちで、まあ、今いるわけでございます。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 町長にお伺いしますが、先ず、その前に結局だから教育委員会は私が言ったような提起を受けての県教委との交渉をやってないということですね。無視したと、ね、で、町長はそういう形で町長になってみれば独りよがりではいけないな、あのう、鳩山さんの海兵隊抑止力論と一緒にですね、ねえ。あのう、やっぱし、あのう、帰ってくれいってたけど、いざなってみればそんなこと通らないっていう話みたいなことなんですけど、じゃあ両方とも共通するのは保育園が無かったってことなんですけど、ほんとに保育園は、日和保育所は、あのう、まあ、町長ご存じかどうか知りませんが、旧石見の平成12年から16年の過疎地域自立促進計画では、日和保育所は新築する

ことになってたんですよ。知ってますか。

●石橋町長(石橋良治) はい。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) それは知っておりません。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) これは平成16年の3月議会で、建前は矢上保育所の増築と日和保育所の統廃合は決まった時の議決です。で、その中に過疎自立促進計画の改正があります。その中には、日和保育所改築、144平米、30ページ、日和保育所改築を削除と書いてあります。そして矢上保育所移転新築を挿入なんです。だから旧石見でさえ日和保育所を新築して残そうとした時期があるんです。ところが急に矢上保育所を建て直したくなって統合しちゃったわけです。その経過も非常にひどい、あのう、16年12月議会にも言いましたが、もう住民に知らせて一応議論はして、3月に議決をして、もう決めちゃって、で、予算も国から内示がきて、8月の23日に入札せないかんから住民の皆さん理解してくれですよ。で、この3月議会に日和保育所残してくれという日和から陳情が出てるんです。で、今、教育委員会は少子化で子どもが減っていくとおっしゃいました。私が配った資料がありますね、で、その1番見と、ください。どこの学校も全部減ってるんじゃないんですよ。確かに減ってますよ、町全体でもずうっと減ってます。平成13年を100として、町全体では75になってますから、減っています。だけど石見東小が、それに続いてる、矢上は逆に増えてる、日貫は減ってる。だけどこの日和の減りよう、これは町内で1番なんです。つまり保育所を無くしたためにどんどん減っちゃったんです。だからこそ、私は日和保育所を無くすなって行ってやって、あのとき、18年の3月議会では私一人反対しましたが、ここにいらっしゃる当時の議員さん、皆賛成しましたが、新人以外は。この結論が、今の今日を導いたんです。だから、自然に子どもが減ったんじゃないんですよ、教育長さん。減らしたんですよ。そして保育園も新築する予定を潰したんですよ。そのことを先ず、確認したいと思います。で、更に、もう1点私が、あのう、ただ当時は保育園が無くなるってことはこういうことか、たいへんなことだなあと思って議論をしておりましたけれども、改めて今回ずうっと調べるうちに先ほど日高議員さんが仰ってましたように、もっともっと遠いところに震源地があったんだっていう話がありますが、保育園のみでなく、学校も長期的に、計画的に潰していく、日和の小学校は良くしないっていうことの方角付けがされていたんじゃないかっていう気が私はします。で、今年は日和小学校建築されて法定耐用年数の47年目です。だから今年の4月の6日に初めて耐震で危険しよ、危険校舎だと分かることじゃないんですよ。法定耐用年数が来てるんです。それで、この私が作った表で一番下の表ですが、見ていただきたいと思いますが、日和小学校は昭和38年に日和中学校として新築されました。で、この2年後に石見中学校に統合です。すぐ、統合するのによく中学校を造ったなあとと思いますが、当時小規模の学校は、過小規模の学校は新築の補助金は無かったんです。だから、小学校で造ったらできないので中学校で造ったんです。そしてその中学校に移転したんです。そして現在までずうっと、この状態ですね。で、例えば、矢上小学校、昭和31年にできてます。もっと古い、けれども昭和54年、26年目に、わざわざ頑張って調査して、危険校舎に認定してもらって補助金の単価を上げてもらった上で57年に新築です。石見東小学校は、それぞれ古い小学校でしたけれども、48年に統合小学校にされて、それから平成16年には大規模改修もして、あのう、いらっしゃいます。日貫小学校は、昭和30年に中学校は新築していますけれども、昭和43年に中学校に移転して、そして築後29年経った段階で、59年

に鉄筋に新築です。矢上も石見東も日貫も全部、ちゃんと25、6年ごと耐用年数の半分かちょっと過ぎたらみんな見直しをして直してるんですよ。日和は直してないんです。何ででしょうか。ど、どう思います。誰か答弁される方。

●土居教育長(土居達也) はい。

●議長(三上徹) はい、土居教育長。

●土居教育長(土居達也) あのう、まあ、長い歴史の中でどういうふうな、まあ、評価があるかわかりませんが、過去のことに、私がこうであったんじゃないかというような、まあ、推測でいうことはちょっとできない。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) ええと、昭和50年から54年の5年間の過疎地域振興計画、過疎法ができて最初、ほとんど最初のころの過疎法ですが、これは石見広報の74号に載ってるんですけども、日和や日貫の小学校についてどういうふうに、その過疎法に書いてあるか。日和、日貫小学校はいずれも3、4年生、5、6年生は複式学級です。将来児童数は増加することは考えられず、また地理的条件からしても統合も現実では困難であるので複式学級の効果が上がるように今後整備をする、他の学校は建て直したりなんかしていくと、こうあるんです。だから、この当時から既に日和小学校はこのまま置いておくという方針になってるんです。ですからうっとあった、ですからそういう意味でも私は、あのう、おかしいなと思うんです。で、日和、矢上小学校が危険校舎認定を受けて建て直しをする。で、その次はっていうときに、建ったときですね、これは今の町長の、あのう、お父様ですが58年3月議会での施政方針で矢上小学校の改築に引き続き、日和小学校の改築について検討していかなければならない。そのためには校舎の耐力度調査をしていくんだ、耐力度調査もして、補助金を上げてもらうようにして、日和、あのう、日貫の小学校は直します。そこでプツンなんですよ。だけどそういう状態でもありながら、日和の地域の皆さん頑張ったんですよ。これがこの真ん中の表です。この過去30年の生徒数の動きをあれしていますけれども、平成14年が日和の保育園の廃止の最初の議論が出て来たところ。それまでは皆んな頑張ってなんとか40人前後ずっと維持してるんです。保育所も潰されるなあ、学校も古くなったなあ、手も掛けてくれんなあ、そう思わしたら地域はグウウッと崩れるんです。このことを理解していただませんか。で、やっぱりそういう意味では、そのときにこそ私は政治が支援すべきだったと思います。この間に旧石見町で建物を他に造ってないわけじゃあないんですよ。いっぱい造ってるんです。お金が無かったわけじゃあないんですよ。そういう思いやりが周辺地域になかったんです。だというふうに私は思います。で、そういう意味でも、あのう、学校が単に子どもの教育の場に、教育に留まらず、その地域にとっては独自の役割があります。で、保育所と学校があるからこそ、その地域で、残って子育てをしていこうという気持ちが出てくるし、若い方が帰ってきます。そして地域を維持することに、できるわけなんです。そういう意味では学校というのは、そんな簡単に2か月の結論でだせるような、あのう、とう、廃止を出すような問題じゃあないんです。いくら今の地域の自治会の方がオッケーを言っても、保護者がオッケーを言っても、ほんとにそれで良いのかと、ほんとに考え直してくれっていうのが町長の立場なんです。独りよがりじゃあないんですよ。町長の執行部のトップとしての責任なんです。将来のこれから帰って来るであろう人たち、これから生まれるであろう人たち、今から10年、20年、30年先の人たちのことを考えて、ほんとに2か月で良いのか、日和の保育園のときはあんなだったよ、こんな失敗はしないからっていう話をやっぱ私はやるべきだろうというふうに思います。そ

ういう意味では、私は改めてこういうときだからこそ、日和地域の振興にとっては何らかの代替施設ではなくて、今必要なのは保育園と学校の新設ではないかというふうに思います。歴史的なこれまでの日和への扱いに対する反省に立っても、町長は改めて、やっぱりこの点で原点に戻ってみると、そして地域が地域として、日和という単位で発展する道を捜すんだと、捜してくれるかっていう提起を政治的にしてこそ初めて地域が生きてくるんじゃないかと、このようにと思いますが、町長どうですか。

●石橋町長(石橋良治) はい。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) あのう、もう既にですね、教育委員会もああいう方針を出され、私も、矢上小学校へ通学させるという気持ちで条例案を出しておりますので、この方針に変わることはできません。後はですね、やはり日和の振興というものをどう考えるかということの中で、あのう、日和小学校にいた生徒が矢上小学校に行く、そのいろんな手当は大事だと思いますけども、逆に矢上小学校の生徒たちが、日和へ来てしっかり日和の今まで培った、地域と学校の関わり合いの中、中で、お互いに育っていくと、むしろ日和の方が特に農業も含めてですね、この子ども達に対するいろんなやっぱり事業も含めてやっておった実績があるわけです。そういったことを、やはり良さを矢上小学校の生徒たちにも味わわせて、ここは一体となってやっぱり邑南町の子どもとして育てていただけるような、日和づくりということが私は今後大いに大事ではないかと思います。まあ、学校も大事でありますけども、もう少し大きく、大きい観点に立って邑南町の、まあ、農業を中心とした、日和のノウハウを十分に、くい、使った子ども達の育成、こういう形で日和を発展していきたいなあと、まあ、こういうふうに思いますので、ご理解賜りたいと思います。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 先日、布施の、布施というか、あのう、大和の、旧大和の宮内を通りましたけれども、宮内小学校が統合されて、今どんどんきれいに更地になっています。で、子ども達の声も聞こえない、ほんとに、そのこの表を作っていて思いましたけれども口羽や阿須那やそして市木や高原も含めて小さな学校、ほんとに子ども達をなんとか大事にしてやっていこうと頑張ってる、例えば高原では、三本松とか田所の方の住宅に入っても保育園は高原保育園へ出すんです。そして高原小学校で一緒になれるように親が頑張ってます。だからほんとに保育園と小学校というのはセットなんですね。そして地域に子どもの声が響いてこそ、お年寄りも元気になるし、地域の発展はあるんです。そういう人づくりがなければ、農業が、何がって言ってて駄目ですよ。その点ではもう議案を出してしまったからどうにもならないんじゃない、あのう、どうにもならないんだということじゃなくて、ほんとに今こそ、あのう、真剣に考えていただきたいなというように思います。そして、最後に、あのう、教育委員会には今回の件を利用して、先ほども釘を、日高議員さんが釘を刺されましたが適正規模だなんだいうて議論、何でそんなこと、このこ、このことを記録に、あのう、契機にしてですよ、そんなとこへ議論始めにやいかんのかと、適正規模を議論するよりは、どうしてその地域に学校を残すかってことを議論されたほうが大事なことでしょう。私はこの日和小学校の問題のときに、例えば小規模特認校っていう制度だってあるんですよ、だから矢上小学校から日和小学校へ通う子どもがいたって良いじゃないですか、そういう小規模校で自然と豊かなふれあいのできる学校っていうことで、それを望む親だっているわけですから、そういう形を研究し、もして欲しいっていう話もしました。だからあらゆる手立てをとって、中心地の学校に子どもが集中しないように、分散し

ながら地域を守っていくっていうことをしない限りは周辺地域は守れません。そのことを私はこの度のあれで教訓にさせていただきたいなというふうに思います。次、3番目に国民健康保険税の大幅値上げの問題について質問に入ります。国民健康保険税は、去年15%、今年32%の値上げで、来年も30%超える値上げを計画をしているということで、全体では、トータルで平成20年度の2倍になります。で、そういう意味では算定方式の抜本的な見直しが必要ではないかというふうに思います。が、3月議会でも応益割と応能割の見直しをやっぱり検討してみるべきだと、そして低所得者の軽減を図るべきだということで、そうしたことを受けて町長も、あのう、50、50の比率を変えられて低所得者に対する対策をとっていただきました。ただ、そうしたことをしてもなおですね、このもう一枚の資料の方にありますけれども、これは、あのう、医療費分だけの一般と退職分の世帯数と、例えば、あのう、もっと、もっと細かい区分けでしたけど、あのう、町民課からもらった資料は。ちょっと大きく分けましたけれども、所得が無い方が534世帯あってとかいう形です。で、例えば、所得が60万から100万の場合に、国民健康保険税が平、ほんとに平均ですね、平均で何%ぐらいになってるかっていうのを、こう、あのう、単純にこうずうっと出していきました。そうするとやっぱし、あのう、高いんですね。所得の低い方々の分が、33から60でも9.25、ところが、600万から700万は6.72、大きなやっぱりばらつきがあります。そういう意味では、もっと応益割をですね、現在の7割、5割、これは、あのう、7割、5割、2割軽減をした後の金額ですから、それでも負担が多いんです。で、応益と応能割を45から55パーの間においとけば7割、5割、2割軽減は使えるはずですよ。で、逆にもっと、その35から40に応益割を落としても6割、4割軽減は使えるわけなんですよ。で、そうしたことを含めて、この所得の低い方に対して軽減策をとらないとたいへんなことになるんじゃないかっていう気がするんです。で、総所得金額の、所得金額の無い人にも国民健康保険税がかかるってのは、あのう、7割、5割、2割軽減は均等割と平等割という応益割にしか適用されませんよね。だから資産割の方はかかってくるんです。だからそういうことを含めてですとお年寄りで、お年寄りっていうか75歳以下で、一人暮らしとか夫婦だけで国民年金だけでっていうときには無所得になりますが、資産割だけはポーンとかかかってくるんです。そういう形になってき、いきます。で、結果的にはもう、その可処分所得が減っていくわけだし、だいたい所得の、この総所得金額が200万以下ぐらいのところが生活保護の基準なんですよ。だからそっからも取りあげてるということで、生活保護の場合は医療費は医療扶助がありますから、保険料を払う必要がないわけですから、そういうふうに考えても、ちょっとここの部分は理不尽な形になっているんじゃないかというふうに思います。ですから、もう少し、その見直しをしてもらいたいというのが1点です。それから2番目には、あのう、もう一つのこの数字の表ですけども、国民健康保険税を算出するときには、収入見込額から、を徴収率で、例えば98%なら98%の徴収率で割って、調定額を出しますよね。ということは最初から2%お金が入らないとして、その分を真面目に払っている人の保険税に上乗せしてるわけなんですよ。それから更にプラス、限度超過分、これは、あのう、今最高63万になりましたかね、所得の多い方で保険税が、ちょうど当たり前に計算すると例えば80万、90万になるけれども、もう最高63万で良いですよっていうことで、後の差額は67万、73万、あのう、あれ含めてね、支援分含めてね、で、その差額は、あのう、限度額ということで、その分も今度は逆に中間層に頭から被せて払いなさいになってるんですよ。で、ということになっています。ですから、その結果基本的には中間層の負担が増えるわけなんです。で、まあ、いわば、あのう、それとあわせて、一番右側に収入未済額というのがありますが、まあ、あのう、滞納額です。で、5月31日現在で切った分ですから、現実にはそのだいたい年度中に翌年越して入るんですけども、まあ、

原則これです。で、この収入未済額を本来お金が入ってたら、その分は当然収入に入ってますから保険税は軽減されるわけですね。皆んなの負担は。ところがこれを皆んなが被らにやいかんわけです。そういう意味では本来真面目に払ってる人たちに対して、へんなものをいっぱい上乗せしてしまってるのが、今の現状ではないかと。で、このルールはやっぱ見直さにやいかんというに思うんです。で、昔から、ね、こうやってるっというのを仰るんですけど、私も昔からそうだと思ってずうっと信じてきましたが、この度いろいろ調べるとよその市町村ではこれをちゃんと一般会計で繰り入れるルールを持ってるんです。ですからこれが、本来真面目に払う被保険者の責任に期するべきでない負担は、一般会計で応援するという原則を作る必要があるのではないかというふうに思うわけですが、その点で、見解をお伺いします。

●表町民課長(表正司) 番外。

●議長(三上徹) はい、表町民課長。

●表町民課長(表正司) 先ず、1点の見直しをということですけども、まあ、あのう、うちから提供した資料に基づいてグラフを作っていただきまして、まあ、おわか、見やすい形になってると思いますが、言われますように、あのう、中間所得層言いますか、そこんところが、まあ、約30%超えるとこじゃあないかなと思います。まあ、軽減される世帯につきましては60%ちょっと下がるようなところですけども、あのう、まあ、今回、あのう、応能益の割合をそういった傾斜配分さしていただきましたが、まあ、言われました、さき程言われましたように、まあ、所得が無い方でも資産割がかかってくるといったところもありますし、そういった、まあ、分析等、まあ、詳しくした段階で、まあ、こういった傾斜配分が妥当なのかいうところは、今後の私の方、分析をしていきたいと思っております。ほいから2点目の、まあ、会計上のルールのとこなんですけども、まあ、今までの同じやり方を、まあ、とってきたんは実際のところですよ。まあ、ああして国保の予算組むに当たっては、あのう、いろいろ推計等に基づいて歳出を組みまして、それに見込まれる財源を見込み、充てるわけですけども、その中で、まあ、一つはルール分となっております軽減分の一般会計からの繰入金、それからまたこれまでやってきました基金の取り崩し、また昨年度あたりから15%アップしてきておりますけども、そういった基金の取り崩し等で、最終的にその年度に必要な税額を保険税で納めてもらうことを算定していきます。まあ、その中には先ほど議員さん言われましたように、その年度の歳出からそういった収支不足となる額を保険税で集めるにあたっては、まあ、あのう、当然その未納となる額あるいは限度超過額あるいは軽減額等を見込まないとその国保会計で、計上しな、にはその算出しないと、まあ、保険税が集まんない、必要とされる額が集まんないということで、まあ、これ従来どおりやっております。そのルール化については、あのう、まあ、その今後の、そういった動向等を見ながらルール化できるかどうかいうところはあれですけども、あのう、これまでの算定の中で方法的には私はいまだ、今の段階では、そのルール化いうのはちょっと私の方では考えておりません。で、まあ、あのう、まあ、今後の動向等みながら、また基金等の有効活用しながらできるだけ保険税の負担増を避けるようには、あのう、分析等もししっかりしながらやっていきたいと考えております。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 応能と応益割の関係については今後見直すということで、あのう、基本的には45、55の7割、5割、2割軽減が使えるところを利用しているのが一番、まあ、全国に自治体でも多いんですけれ、けれども、あのう、それに留まらずに様々な検討をやっぱりしていただきたいのと、で、かつてそのそういうものが使えた時代っというのは農家にとっても資産が大きな役割

を果たしてる時期で、農地などが十分、その米を作っても収入が入るということでしたけれども、今そういうことでない時代になってきて、収入としても年金だけが基本だとか、あのう、要するにもう国民健康保険の加入世帯の構造自身が大きく変わってきてるわけですから、それに噛み合ったものに替えていかないと、あのう、いたずらに変なところに負担を、そのしわ寄せし、してしまうということになるので変えていく必要があると思います。それから2番目に指摘してる問題で、基本的にはです、あのう、この地域の場合皆さんほんとに、あのう、まじめな方が多いから99とか98%とかという収納率になってますけれども、あのう、都市部松江市だとかね、都市部の方なんかもっともっと低い収納率で、もう滞納だけで何億という金額になってて、それを被せるのかっていう話になってくるわけです。で、行政の基本的な姿勢として、一応国民健康保険に加入していただいております人は皆んなお金を払ってるんだというのが前提で皆んな払ってるんですよ。最初から払、100人に二人は払わない人があるけれどもそれを皆んなでみましょうということでは払ってるわけじゃないんですよ。で、そのことをちゃんとするのは行政の仕事なんです。被保険者の仕事じゃないんですよ。保険者の仕事なんです。貴方たちの仕事なんです。それを最初から加入者に被せるってのは筋が通らないじゃないですか。いわんや、限度額を超過してる人、所得が少ない人じゃなくて、これでは遙かに負担率が低い人ですよ。全体の所得から言えば。確かに金額は60何万と言えども大っきいですよ。大っきけれども年収700万以上とか800万以上とかになるわけですよ。それと国民年金の年間30万、40万しかない人と同じ扱いをするのはおかしいじゃない。その人たちの限度額が超過した分まで何でその人たちに被せにやいかんのか。これ筋が通らないんです。このこと皆んなが知ったら怒りますよ。これまで内緒に私もしてましたから済んでますけど、この度テレビを皆さん見て、えっ、払わない人の分まで払ってるの。お金がいっぱいある人の分まで余分を払ってるのって分かったらどうするんです。その分3割も高くなったと、通らないです。だから最低限、この未納転嫁分と限度超過分の合計分ぐらいは別枠で一般会計から入れるというルールを作るべきではないかと、現在の世帯で言えば、461万円は1世帯2千317円安くできるんです。ですね。それから滞納もずうっと1千万近く960何万がずうっと続いてますけれども、その滞納を取り立てるという話じゃなくて、滞納を生み出してるけれどもその責任をどうするかという問題になったときに申しわけないが私たちの不足で集められなかったよと、仕方がないから他の皆さん被ってくださいと行政がいうのか、それ、私たちのミスでしたからちゃんとその分は繰り入れをしてカバーして、皆さんには迷惑をかけませんというのかですね、そここのところですよ。はっきりしてください。

●桑野副町長(桑野修) はい。

●議長(三上徹) はい、桑野副町長。

●桑野副町長(桑野修) 先ず、保険税の算定税額を求める部分の中で軽減額あるいは超過限、超過限度額を超える額、部分が、一般の通常の保険の部分に加算されている状況はおかしいというような話でありますけれども、積算の過程で、全体の歳入を見る段階で特定の財源、国なり交付金等の歳入を見た上で最終的に、あのう、必要な算出税額というものを先ず、決めてその中で税率が今回で言えば32パーという数字になっておりますけれども、それから軽減額なり、限度額を超える額は引いたものを保険税の、実際に納めていただく保険税の歳入としてみておるわけでありまして、ということは逆に言えばその部分の補填は基金なり、町の一般会計の方からの繰入金でカバーして国保、国保の財政が収支バランスをとっているという状況になっております。ということはこれまでも、一杯その基金の取り崩しであるとか、昨年もつづ、続けて今年もですけども、多額の一般財源の繰り入れをしなければならぬところはそういう部分も含んでおるわけでありまして。ということは先ほど言われま

したように、軽減額部分が、は、については国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1を補填して収支を整えているということは、その部分が通常に納めていただく軽減部分も含めてですが、まあ、そういうところに納めていただく税額の部分の上乗せになっているという解釈は少し私は違うのではないかというふうな思いを持っております。それと未納分についてでありますけれども、はい、未納分については確かに、あのう、これも先ほど言いましたように、不足部分については算出税額のところで、まず、決めておりますので、その部分も結果的に、これまでやってきたことは基金の崩しと一般会計からの繰り入れが、そこに充当されているということでありますけれども、確かにこれは一般会計の方でもですけれども税収入というのは未納分ある程度は見込んでおります。それは財政に最初から赤になることを見込むところはなかなか難しいという現実があつてですけれども、確かに、100%収納というのを我々執行部として努力しなければならないということは間違いありません。はい、以上です。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) ええっと、副町長は理解されてないんだけど、法定減、法定減免の金額は当然国、県、町が一般財源で入れてるんですよ。ただ未納分だとかそういうのは計算の中で跳ね返るんです。で、その分を別枠で一般会計から入れちゃったりなんかしてませんよ。財源確認してくださいよ。それ、ね。だから限度超過分と、あのう、徴収率のあれは計算上そうなります。ですからそれは筋がとおりませんよ、例えば皆さん、皆さんは皆んな共済だから分からないかもしれんけど、逆、もうほんとに普通の社会人として考えた場合に何人かが払わない分を皆んなが被ってくださいということで最初から決まっていたとしたら、そんなこと、とおらんでしょ。だからやっぱりその点をはっきりさしてくださいということで、是非今後研究してください。で、そういうルール化もやっぱりしてる町村があるんです。ですから認めてる町村があるっていうことなんですよ。そういう意味で研究して欲しいと、それから最後に要望ですが、この度その例えば法定減免は千何、何百人使ってますが、申請減免をこの度聞いたら、平成17年に1件、19年に1件、20年に1件しかない。全然周知してないんじゃないんです。せっかく邑南町独自によその町に比べてもすばらしいちゃんとした収入減の対応するようにして、決めてるその、その申請減免の制度が殆ど周知されてない。まあ、我々も不足、不十分なのかもしれませんが、あのう、です。で、この点では、実は平成21年の7月に亀山議員が閉会中の質問で、この問題を取りあげてましたときに、回答書で申請減免について所得の減額のみで、はん、のみでなく、様々な保険や年金、様々な支給手当、預金など資産の保有状況も含めて判断するという回答してるんです。あの申請減免の条件が所得の減額だけなんですよ基準は。なんで他の条件まで入れて減免せにゃいけないのか、あんたお金が他にあるんだだけ、払いんさいいうとうでしょ。そんな利用の仕方したら誰も申請できませんよ。だからもっと窓口を広げて欲しいと思います。で、最後に、子どもを産み育てる、易い環境を作るためにということで、あのう、これはもう厳しく言いません。ほんとに心気持ちよく、あのう、実現に向けて頑張ってくださいと思いますが、ヒブワクチン、子ども達のためのヒブワクチンの接種についての助成と不妊治療への助成です。で、ヒブワクチンの場合ほんとに子ども達にとって非常に、あのう、危険が高い問題でもありますし、まあ、日本ではね、なかなか適用ができなかって、東アジアでヒブワクチンのお金払っても接種できないというのは日本と北朝鮮だけだったという話なんです。まあ、これが適用になりましたので、是非これで子ども達を救ってあげるようにしてあげたいし、4回、あのう、接種せにゃいかんのですかね、あのう、の助成と、それから、あのう、まあ、今生まれた子どもに対するいろいろな支援はたく

さんありますが、生まれる子どもを増やす意味でも不妊治療については、あのう、ほんとに人工授精とかする場合、100万とかかかりますので、ほんとに高額な負担でたいへんです。で、一昨日も国勢調査で人口増やせとかいって言ってましたが、そういう問題ではなくて、やはり、あのう、夫婦間で、非常に、あのう、まあ、プライバシーにも拘わりますし、あのう、オブラードに、な問題ではありますがけれども、あのう、実際にそのことの助成をしますっていうことを、メッセージで発信することによって、前、あのう、住民の皆さんの相談が前向きに進むんではないかというふうに思いますので、是非この実現に向けて頑張っていたきたいと思いますので、要望しますがいかがでしょうか。

●大矢保健課長(大矢輝美) 番外。

●議長(三上徹) はい、大矢保健課長。もう少しで時間でございますので簡潔にお答えをお願いいたします。

●大矢保健課長(大矢輝美) ヒブワクチンの接種への助成についてでございますが、お時間もございませんので結論のみ申しあげます。邑南町におきましても、あのう、ワクチン接種で感染を予防することができる、これが最も効果的と言われるもの、あのう、子宮頸がんに続きまして、来年度実施に向けまして前向きに検討進めておるところでございます。ええと、不妊治療につきましては、非常に経済的負担、心理的負担非常に大きいものがあると思いますので、県の制度の特定不妊治療費にあわせまして、町単独の一般不妊治療費につきまして前向きに検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) いろいろ厳しいことも言いましたが、最後には非常に明るい実現可能な展望をいただきましてありがとうございます。今後も共に力を合わせて頑張りたいと思います。ありがとうございました。

●議長(三上徹) 以上で長谷川議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩いたします。再開は午後1時15分といたします。なお、空いた時間で、各常任委員会があるところはやっていただきたいと思います。

—— 午前11時51分 休憩 ——

—— 午後 1 時15分 再開 ——

●議長(三上徹) それでは再開をいたします。続きまして一般質問順位第12号、亀山議員登壇をお願いいたします。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(三上徹) はい、亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、9番亀山です。本定例会のとりと言いますがおまけになるかも知れませんが、午前中の、あのう、すごい一般質問から比べるとちょっとやおいかも知れませんが、午後の眠ぶたいときしばらくのご辛抱をいただきたいと思います。町内では各地に参議院議員選挙のポスターの掲示板が建てられるようになりました。いよいよ、あのう、全国的に参議院選挙のバージョンに入ってきたと思います。その参議院選挙でも言われておりますマニフェストの問題です。マニフェストがどうだったこうだった、この度の本定例会でも町長のマニフェストに関する問題も出て来たと思います。それでこの度のいろいろな、あのう、一般質問を聞いておりますと、特に日和小学校の問題につきましては、先ほど15番議員さんからありました、教育委員会のこの度の働きについて、たいへん評価するというご意見もありました。私もそう思います。教育委員会が先頭になって、この問

題を、あのう、火種が大きこと、大きくなることなく納められた、その功績に対しては敬意を表したいと思います。また町長におかれては、これまで過疎法の延長について努力されました。それと水源の里問題についてもいろいろある、あのう、努力されております。そうした中で地域振興、地域施策について、これまでいろいろ地域住民とも意見を交わしながら、いろいろ要望を取り入れていただいとります。そのことについてこの度は町の地域施策についてということ、あのう、通告しておりますので、この問題について1点伺いたいと思います。合併以来、本町では今の町長のマニフェストにもありました、地域は公民館を中心にして活性化をしていくんだということが始めありました。そうしよりましたらやはり地域は、自治会は中心になって地域振興を図っていくんだという2本の柱が、この地域振興には立てられとるように思います。ほいで、これまで合併のときにも、この地域、あのう、地域施策言いますか、特に行政連絡業務について、石見、瑞穂、羽須美で、それまでの経緯が違ごうとりました。それは歴史的な、あのう、経過もあつてなかなか意見が統一することができずに、暫定でこれまでできとりましたが、羽須美地区が自治会結成ができて、町内全地域で自治会ができた段階で、この行政事務の扱い、行政連絡事務の扱いについて、これまで瑞穂が行政推進、行政連、行政連絡員制度で直接役場と集落の担当者との契約で行政連絡事務が進めとられたのを、それを行政事務の委託方式として、自治会の方へ委託する方式、方法が取り入れま、取り入れられました。そいで、それも何年か経ちますので、行政評価ではありませんが、今の現況言いますか、そういった行政連絡事務を委託業務とした、それで委託業務として進んでおる現況について、どういった状況にあるのかを先ず、おい、お聞かせいただきたいと思います。

●日高総務課長(日高禎治) 番外。

●議長(三上徹) はい、日高総務課長。

●日高総務課長(日高禎治) 行政連絡業務について現状をとということでございますが、まあ、あのう、平成20年でございました。まあ、そのぼう、前につきましては、そのまちづくり基本条例等々の制定もあったとございまして、平成20年に議会の皆さん方からのご提案やご質問、それを受けながら参考にし、自治会と行政の協働に関する業務協定というのを、要綱を策定しながらですね、補助金交付要綱とあわせて作り、それを締結をさしていただいております。この4月におきまして全自治会39についても、その協定を結ばしていただきました。これは、まあ、自分たちの地域は自分たちで作るという自治意識のもとに、自治会と町とがそれぞれ役割分担をしながら、まあ、安心して住みよい町を作るために業務の協定を締結しておるものでございます。この業務協定というのは。まあ、この業務の中に、自治会においては町の広報、広聴に関することを業務の内容の一つとして、あるいは町の支援としては反面、広報、広聴のための会議とか町政座談会等の開催の内容の一つとして、入れておるものでございます。行政連絡につきましては、毎月、あのう、まあ、あのう、毎月発行します広報の中にもお知らせ、こうしたものを載せながら、それを集落の代表の方に、配布物としてお依頼、あのう、ご依頼し、町民の方々へ連絡する方法をとっております。また、防災行政無線を利用して、町民の方々への連絡あるいは今年から始めました、そのおおなんケーブルテレビの静止画放送あるいはデータ放送。これよる周知をするという方法をとっておりますが、それぞれ必要な方法であると認識しております。まあ、現状を申しあげまして、今の行政連絡を取る方法としてはそのように動いておりますので、ここで、まあ、お答えとさしていただきたいと思います。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(三上徹) はい、亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、ええっと伺いますと39自治会が全て契約を結んだと、ように伺い

ましたが羽須美地域についてもこれは全部終わっとるということでしょうか、

●日高総務課長(日高禎治) 番外。

●議長(三上徹) はい、日高総務課長。

●日高総務課長(日高禎治) 仰せのとおり、39自治会と協定は結ばしていただいております。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(三上徹) はい、亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、そういうことになりますと、邑南町は行政連絡事務を民間への委託方式で全部やることになったということですと、条例としてあります行政連絡員制度の条例というものは、これは廃止をすべきものなのではないかと思えます。それとその、は、廃止のことと、それと瑞穂地域においても、この委託なりましていろいろ話を聞いてみますと、集落ごとの行政連絡員についてはなんら昔と変わってこんど、役場から直接配り物は送ってくる、そいから役場へ直接報告書は出すと、自治会経由でやらんいうて言いんさるところもありますし、それ自治会によっては自治会が全部それを取りまとめて意見具申せにや、せにやあいけんときにはやるいうところと種類が違います。それともう一つそういった中で自治会長さんの位置づけですよね。町から委託を受ける自治会の自治会長としての位置づけを特別、非常勤の特別職扱いで公的な位置づけにすべきではないかという意見を聞くんですが、そういったことについてのお考えはありませんか。

●日高総務課長(日高禎治) 番外。

●議長(三上徹) はい、日高総務課長。

●日高総務課長(日高禎治) 行政連絡員の設置条例と言いますか非常勤特別職として、羽須美地域については、この経緯がございまして、合併以来もそのように条例で謳ってきております。まあ、あのう、さんじゅう、今年の4月からこれを発足しております。まあ、この方法につきましては、やはり地元と良く協議をしながらですね、今後のことを検討はしていきたいと思っております。まあ、あのう、廃止するとかですね、まあ、自治会とそのような協定を結んでおり、自治会もそういうことをやっていただくということでございますが、まあ、集落においては、まあ、それは旧瑞穂町時代あるいは旧石見町時代におきましてやはり集落の代表の方へですね、そうしたことをお願いをしてきております。ただ、その自治会への補助金交付要綱の中にはそうしたこともお願いしたいということで行政連絡事務員の手数、あのう、均等割であるとか、戸数割、これを組んで、まあ、瑞穂地域については平成18年からその方式で、これは、まあ、自治会の方からもお話があつて動いたことではございます。これは、まあ、今までも申しあげてきたところでございます。まあ、いずれにしても町の方からいろんな情報を提供していくということを末端までいかに下ろしていくかということは、まあ、良く考えながらやらなきゃいけないと思いますが、基本的にはやはり集落の方と言いますか、自治会を通じながらも集落の方へ下ろして行って、連絡をしていくべきじゃあなかろうかと思っております。それから自治会長の非常勤の特別職ということは、これは平成18年のときにもいろいろご議論いただいたようでございますが、まあ、なかなかそこまで非常勤特別職としてやることはどうだろうかという答えをそのときにしておろうと思っておりますが、私も今、私というよりも、あのう、非常勤特別職としてはいかがというふうに考えております。

●亀山議員(亀山和巳) はい、議長。

●議長(三上徹) はい、亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、それでは、ええと今年羽須美地域も自治会が全て結成されたということで、これで一国、あのう、一町二制度ではなくて羽須美地域の方も行政連絡員さんへの報酬ではな

くて、自治会を経由した手当、というか補助金というようになったと理解して良いかと思いますが。

●日高総務課長(日高禎治) 番外。

●議長(三上徹) はい、日高総務課長。

●日高総務課長(日高禎治) いままで培われてきたことでもございます。あのう、いっぺんにというわけにもなかなかまいらないという点もあろうと思いますが、あのう、これは、今から、その地域とお話し合いをしながら、瑞穂地域でもそのように、自治、あのう、対相手がありましたものですから、そことの協議を踏まえながら方向を出していきたいというふうに思っておりますが、基本的にはそのような方向に、お願いをしたいというふうには思っておりますが、まあ、今ここですぐ全部を改めますということじゃなくて地域とも話し合いをしながらと思っております。

●亀山議員(亀山和巳) はい。

●議長(三上徹) はい、亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、それでは特にこれを伺っておりましたのは、羽須美地域がこの行政連、行政連絡業務を自治会の下におくということに、羽須美地域としては反対の意向が強かったと聞いておりました。要は自治会という地縁団体と行政の業務等を区分けをしときたい、要は行政の下請けとしての自治会組織でないという考え方からではないかと思えます。確かに行政と地縁、地域の団体等とが連携をとるということは必要かと思えますが、下請けの団体になるという、あのう、懸念があるとするば、そこは十分に、あのう、双方で協議して進めていっていただきたいと思えます。ほいで、自治会というて、あのう、一言では言いますが、自治会ついて、あのう、しら、あのう、資料を見えますと大きな自治会でいうと、まあ、これは戸数ではないですが、一番大きな自治会で341戸をかかえとる自治会もあります。ほいで、一番小さい自治会でいうと22戸です。これをいっばそうからげで自治会として取り扱っていくことが良いのだろうかどうか。それとところによりますと、集落によっては一つの集落でも87戸、73戸という大きな集落もあります。それは自治会の中へ入ってやっとなられますが、ですから、集落と自治会とか規模の面でいうと、こう入り混じっとるんですね。それをいっばそうからげに自治会ということで、これから進めて良いものかどうか、このことについても十分検討をしていっていただきたいと思えます。それと行政でんた、連絡事務をやはりそういった自治会へ委託してやる方式をとられてきた、しかし未だに保健課には保健委員さんがおり、農林振興課には、中山間の直払いの委員さん、農地水の委員さん等、他な課でもまた直接の委員さんを抱えて課と直接、その集落の担当者とやりとりをされとるところがある。そのことと、この行政連絡事務を民間へ委託せにやいけんかったという理由の、その整合性というのがどうも私には理解できんですが、その点について問題はないですか。例えば健康、保健委員さんは直接保健委員さんの方へ文書がきて、調査等か配り物はされて、報告も直接出されます。なぜ、なぜ行政連絡事務だけが自治会を経由せにやならんのかいうところが、そこんところがちょっと理解できんですが、その点について、こうですということがありましたら教えてください。

●日高総務課長(日高禎治) 番外。

●議長(三上徹) はい、日高総務課長。

●日高総務課長(日高禎治) 各課と言いますが、まあ、例えば先ほど仰った保健課の保健衛生委員、まあ、これは要綱に基づいて設置しておるものでございます。まあ、またもう一つ、あのう、私どもで調べておりますのは、農林振興課の方に農林業推進委員さんというのも、あるように調査をしております。まあ、この委員さん方にはやはりそれぞれの分野において、必要な、まあ、調査をしていただくとかいろんなことがあろうと思えますので、まあ、ゆ、いわゆ、まあ、言い換えれば特定の業務

をお願いするといった委員さんで、調査とかですね、そうしたこともあろうと思います。ただ、まあ、あのう、今その行政連絡を携わっていただく集落の長さんについては、まあ、いろんな情報を、こう流していただくとか、まあ、あるいはまた、あのう、そこを利用、あのう、お願いをして、まあ、調査もあるときはありますが、基本的にはそこはいろんな全課のことをですね、対象に行政全般について、まあ、不特、不特定と言いますか、そういうものをお願いしてきておるといのは実態でございます。まあ、そ、そういうふうなところだろうと思いますのでよろしくお願いします。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(三上徹) はい、亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、先ほどは今のこれからの進め方についていろいろ検討をお願いをしたんですが、これを調べていく、こういったことを調べてみますと、あるところによりますと、先ほど言いました、自治会長の特別、非常勤特別職の位置づけですよね。そういったものを取り入れとるところもあるんです。地域によって、その今でいう自治会長さんにあたるものを区長さんとして、非常勤特別職として位置づけて、そいであと先ほど言いました農林振興課とか保健課とかの他の委員さん、当然行政委員等は、そこからの推薦を町の方にして、全てをその区長さんが統括して、あのう、やっとなところもあるそうです。ほいで、そういったところも検討していただきたいと思います。それと特に、あのう、行政連絡事務については文言が難しい、書いた物だけじゃわからんいうことをよく聞くんです。そいで最近でも集落委員さんの中で役を代わられて、覗いてみると書いてある文書の内容、この意味がわからんいうことで、そこでつまづいとられる方もあります。だけ、やはりこれから、これまでもですが、これから先、情報を末端まで伝えていくということがいかに難しいかということはどういった方法をとっていきやええかということが、あのう、検討課題としてあろうと思います。ほいで、前から保健課長さんには頼んどりました。ケーブルテレビでもっと分かりやすいようなものができんかどうかいうことで体操やる言いよられましたが、体操がこの前から始まっておりますよね。健康体操というのが。あれ見ました。ほいであれならまた分かりやすかろう思うんです。例えばですね、紙に書いてその体操の内容を右手を左の頭の後ろにおいて、右に30何度傾けるいうて文章で書くよりは画面で見りゃあ、一目瞭然分かるんですよえ、そういった難しいことをせんでも画面で見ると伝わりやすい、誰もが分かりやすい方法というのがありゃあせんか思うんです。そいで例えばいろいろ新しい事業、農林振興課でも今度新しい事業いろいろあつたりします。そういったものでも、あのう、この色刷りの紙だけでなしに、例えばアナウンスを含めて、これはこうですよとか、Q&A方式でテレビで流してもらおうと分かりやすい。今の状況で言いますと自治会長さんが、それを、まあ、一般的な行政伝達にしては自治会長さん、聞きんさる、それをまた集落長さんへまた伝達されるんですね。自治会長さんが自治会長会議へいくときにゃ、次から次、課長入れ替わり立ち替わりで話をしてくれるだが、全部それを覚えて帰って皆んなに伝えいうてもなかなかそりゃあやれんよいうて言いさるんです。しかしテレビで、そういったことを流してあれば、その途中での言葉のニュアンス、本人さんの関心の持ちようで、また様子が変わるということもなしに伝わりやせんか思います。それで、それが例えば地域のこっちのおばさん、こっちのおじさんが同じものを見たときにそこでのまたコミュニケーションいうか話もできやあせんか思います。町長もこれまでの答弁の中で光ケーブルを張って情報網の整備はしたと言われました。それをいかに利用するか、この行政伝達事務にですね、これを生かして欲しい思います。これは情報政策課で考えるだけでなしに、各課でそのことをいかにしたら伝えることができるか、印刷物を自治会長さんに頼んで、なんぼだしたけ、はあ、これで責任が終わったんで無しに、いかに伝わったかということも、これからは考えていただきたい。実際に印刷

物あれだけ毎月配られる印刷物がどれだけの人の目にとまっとるかというのが疑問に思います。常会的时候にもろうて帰りゃあしますが、次の月の常会までは、そのまんま鞆へ入っとるようなこともあるそうです。このこと、あのう、これからしっかり考えていっていただきたいと要望しとき、おきます。それと先ほどありました15番議員さんから自治会担当職員配置についてはこれを高く評価するということがありました、その中でちょっと、そ、それとは、あのう、考えを異にする議員もおるということで、予告をしてもらいましたんで、このことについてちょっと私の考えを話をさしていただきたいと思います。これは、あのう、内容大まかについては15番議員さんのええっと、答弁のとこで出てきましたが、その中で私たちがいただいとるところはこれもやはり職員を各自治会へ派遣して、広報、公聴に、のために、この要綱が設置されたものと理解しとります。そうした中で、先ほども言いました自治会による規模の大きさ、これも、あのう、考えていただかにゃいけませんし、ここにあるのは、その職員を専任するときに、3条に自治会の会員又は自治会の区域に居住している職員を優先的に配置するようになつとります。これは他の自治体の例で見ると、これを全く外すという自治体もあります。言いますのは今でもこの役場の職員は地元に戻ったら地元の一員として地元の自治会メンバーの一員として同じような立場で自治会活動をされとるんです。それにその中から一人抜き出して、職員を抜き出してなあ、これは職員としての立場でその自治会へ臨むということになると、その職員さんは自治会からちょっとこう、別な人間になるんじゃないか思います。それと自治会の方でいうと皆、皆んなは地域のためにということで、まあ、ボランティアいうか無報酬で、そこの会合には覗くんですが、その職員だけは公務として覗くということになります。ほいで、もしそれをするんなら、やはりその地域の住む職員でなしに、よその地域の職員をある自治会の方へ派遣すべきではないかと一つ考えますのと、それと、この運営については自治会が行うとしてありますので、自治会の方への負担が新たに増えるんじゃないか思います。ほいでとうとうこういうことができたというのは、さっきから言いよります、自治会長さんが話を聞いて戻る、それから皆さんに伝える、それをうまいこと伝わらんけ、その間に一つ職員がきて、話をしてくれりゃあ、自治会の方の、自治会長さんの荷が軽くなるということじゃあないか思うんですが、この目的について今の疑問点、それともう一つ、職員、あのう、広報公聴に新たに、ここで職員の職務を増やすということになろうと思います。課長以下の管理職を。いうことになると、昨、一昨日の7番議員さんの一般質問の中にもありました、町職員で今の職務に、が厳しすぎて、なかなか、健康こわ、健康障害いった面もあるようです。これを今職員を、普段は内におる職員をポーンと自治会の中へ放り出し、放り出すいうたら言葉が悪いですが、出して、行政連絡をなささいよ、それから地域の情報を受け、受けて戻りなさいよいう職務を新たに増やすことは職員に対してはかなりのまた大きな負担になる、またストレスになるんじゃないか思います。そういったことについてあれでしょうか、総務課長、これを提案されるにあたっての今申しあげました、そういった懸念についてはどうお考えでしょうか。

●日高総務課長(日高禎治) 番外。

●議長(三上徹) はい、日高総務課長。

●日高総務課長(日高禎治) 先ず、ですが、まあ、自治会担当職員の配置の考え方についてのご質問でございますが、まあ、基本的に先ほどから自治会は広報、公聴だけのことというふうにつまえてもいけませんので、基本的に自治会というものを、や、あのう、どのように考えておるかというのはこれは冒頭ちょっとふれましたけども、まちづくり基本条例において自立ということで、まあ、あのう、その自立とは単に個人のりり、自立に留まらず、集落や自治会等のコミュニティの自立、まあ、こうしたことを謳いながら、まちづくり基本条例というのができてきたわけでございます。先ず、自

治会の目的というか、目的ということじゃありません。作っていただ、あのう、地域地域でこう立ちあげられたという目的はそこに先ずはある、まあ、そうしたところと町とが、いかに行政とそこが連絡をとるかということによって広報、公聴というようなことも、こうお願いをしとる一つの中であるというふうに、あくまでも自主的な活動の、地域の活動を活性化していただくということの目的だろうと思っております。先ずはそこだろうと思うんですけども、この度、あのう、議員の皆さまに各自治会ごとに業務連絡を行うことを目的に職員の担当制を設ける要綱というものを、ほんの、まあ、まだ素案でございますけども、これを提示させていただいたということでございます。まあ、そこで先ほども言いましたように、自治会と行政の協働に関する業務協定は自治会と締結して、地域と共に安全安心で、活力のある町を作っていくことを、としております。一方自治会も自ら、自主的自立的な活動団体となり、コミュニティづくりに努めている、努めることというふうに、まあ、要綱でも謳っておりますが、まあ、こうした中において町から、その行政連絡の周知とか町民の方々からのご意見を収集する環境作りも重要なことと、その地域の活動に対して、まあ、町からのいろんな情報もやはりこう伝えていかなきゃいけないんじゃないかなと思っております。まあ、そうした観点からですね、自治会ごとに行政連絡を担当する職員をおいて、ある程度定期的に自治会に出向き、町からの行政連絡事務の説明を行うということで、今以上に町民の方々への情報の周知を図って、またその機会を通じご意見を伺って、町へ持ち帰ることにより、まあ、先ほどこれは15番議員さんの方にも言いましたけども、身近な問題等あるいはより迅速、そうしたことにより迅速に対応できるシステムを作っていけばという思いから検討しているものでございます。で、その要綱の中で、まあ、まだこれは素案ということで、お示ししたわけでございます、自治会担当職員の、は、あのう、その自治会の区域に居住している者が好ましいという要綱のことをいうとります。やはり、まあ、地域で事情をこうよく分かっておる者は、やはりその地域でそうした行政連絡をするのも、いろんな意味で皆さん方と、に伝えることができるのではなかろうかという観点からでございます。まあ、一方、あのう、全部の自治会にそうした職員がおるわけではございませんので、他からも、そこ当然行かなきゃいけないということがあると思います。また、あのう、その自治会の大きさというようなことでの話もございましたけども、これはやはり自治会というのはやはり住民の方、自らがこう地域で立ちあげられたということでございまして、まあ、町がその大きさに対してどうこうということをいうべき問題では無かろうとは思っております。まあ、あのう、あと何でございましたか、はい、まあ、あのう、基本的に今回やりましたのは、その地域の活性化というよりも行政連絡をきちっとそういうところでやっていきたいと思っております。まあ、ケーブルテレビにつきましても、今加入率が92%というようなことでございます。まあ、やっぱり、残りの8%の方へどうするかという問題がありますし、広報、こうしたことは重要な情報伝達方法だろうと思っております。まあ、あわ、あわして、先ほど言われましたように、少しでもそうしたことを、あのう、自治会長さんから行政連絡員さんへ、自治会長会議のものがですね、いく、その場合に職員が、そこで我々の方から伝えたいことを職員がきちっと聞いて、そこにこう、あのう、行、あのう、どう言いますか、集落の代表の方とか自治会長さんにお伝えできれば、良いんじゃないかと、より情報が詳しく住民の方に伝わっていくのではなかろうかというようなことで、まあ、こうしたことを考えておるものでございます。まあ、職員の仕事の量ということもございますけども、やはり、あのう、そうした業務協定の中では町が広報、公聴をやっていかなきゃいけないという会議をやるとか、そうしたことも入っております。まあ、その一端というふうにも考えられるのではなかろうかと思っております。

●石橋町長(石橋良治) はい。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) まあ、大事なこれ考え方なんで、私の方からも若干補足をさせていただきますけれども、あのう、先般も12自治会、町政座談会終わりました。ほいで確か、もういろんな大きなことから小さなことまで出るわけです。まあ、これは、まあ、当然だろうと思うんですけども、いつも思うのはもう少しこのことを早く聞かしてもらえば、まだなんとか早くなったのになあという、どのち、どの地域もそういう私は思いがしたんです。ですからやはりスピード感を持ってということに常に言われるわけで、早く言ってくださいとは言えどもなかなか出てこない場合が多いですから、やっぱり職員が情報収集に努めて執行部の方へ投げかける、こういったシステムっていうのはほんとに大事だなあといふふうに思ったんです。それから、あのう、やっぱり自治会の区域に居住している者を優先するということは私はこれは正しいと思ってます。で、これは全然、その人間関係も、その何にも無い職員がそこに行ってですね、やはり一からそういうことを気づきながら、様々なことをこう聞いていくっていうのは、これたいへんなことであって、むしろそれよりも、やはりその地域で生まれて育ってやがてその土になるですね、そういう言葉もありますけども、そういう職員がいてこそですね、やっぱりいろんなほんとの悩みが聞けるんじゃないかなあと思っておりまして、その点では、全然別の地域から行く職員よりもプレッシャーは私は少ないんじゃないかなあと思います。それとこれは、あのう、単にその情報収集だけではなくて、当然これは職員の育成にも、これ拘わる問題でありまして、私思いますには最近の職員は特にですね、コミュニケーション能力に少し欠けるんじゃないかなあと思います。やはり、あのう、町民との対話を通じて自分の成長を高めるということをやったりこれやっていかないと、これ公務員の職務でありますから、そこをやったりこういうことをやることによって高めて行く、で、それがやはり自分の、そのプレッシャーなりメンタルな面でも、返って僕は、私はプラス効果になってくるんじゃないかなあ、そのことを悩む、悩むことがゆえにいわゆるメンタルに陥ることも実はあるわけですし、むしろ積極的に入っていくことによって、自分のそういった能力を高めることによって、言いましたようにメンタル面でも少しでも役に立つんじゃないかなあ、まあ、こういうふうに私は、まあ、思うんであります。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(三上徹) はい、亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、町長からも補足として町長の考えを聞かしていただきましたが、どうも私、それを100%そう、確かにそうだなと今の時点ではよう理解できません。まあ、この職員の設置もすぐ来月からとかいうことじゃあなかろうと思います。これからいろいろ議論がされるんだろうと思います。議会の中でもまた各方面で議論されると思います。もうちょっとこれを、あのう、時間を私もいただいて勉強しながら、これが良いものにし、なっていけばと思います。やはり基本は、あのう、町の行政サービスの一つである広報、公聴ですよね。これは行政の責任としてやらにゃあいけんことです。それを民間の地縁団体の自治、自治会へ委託して、規模のあれだけ違う自治会へ委託して行政の責任がそれで果たせるだろうかという疑問が今だに残ります。広報、公聴についてはこれまで何べんも、何べんも、あれうるさいのおいいうほど言うてきとりますが、やはりこれをここでもう一度今自治会が各地区、全町において自治会ができた時点で広報、公聴、またケーブルテレビの利用方法等について、今一度、もう一度再検討をしていただきたいと思います。ほいで時間も迫りますんで次の問題にいきたいと思います。それで協働、協働ですね、共に作る行政と地域住民が協働で作る町づくりということが合併以来ずっと言われてきました。その協働というのは町の財政が厳しいからある程度の仕事を地区でやりなさいよと理解されとる方もあろうと思います。町も財政的にしわいんだ

け、このぐらいのこたあ、地元でせにやあでいうことでやってもろうとるとこもありますし、またあるいは夢づくりプランを計画を立ててそこの中からまた地域でできることを捜して特に自治会中心でいごい、動いとられる地域もあります。そうしたときに、地域振興いうときにや確かに行政連絡とか町長部局の方の課の役割もあるかも知れませんが、今の夢づくりプランをもっとられる教育委員会、社会教育、特に公民館の位置づけですよね。さっき言いました地域振興は自治会がやるんか、公民館がやるんか、どっちかいうことじゃあなかろう思うんですがね、両方がやらにやあいけん思うんですが、ここで改めて公民館活動の中で、12館ある中で、その中で地域振興、地域のコミュニティづくりについて、どういったことで公民館の働きが、今されとるのかいうところをお聞かせいただきたいと思います。

●森岡生涯学習課長(森岡弘典) はい。

●議長(三上徹) はい、森岡生涯学習課長。

●森岡生涯学習課長(森岡弘典) 地域振興に対する、まあ、公民館の位置づけはどうかという部分だと思いますけど、まあ、公民館はですね、住民のその生活に即した、教育や学術文化に、をですね、そういう各種、各種事業を行い住民の教養の向上とか健康の増進、ちょっと非常に古いんですが、その、あのう、情操の純化を図ってですね、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とするというふうに実は社会教育法の20条では言われております。当然私どもも公民館でございますから、その目的に沿って、まあ、あのう、生涯学習の拠点として様々な学習通じながら地域づくり、人づくりに取り組んでおるのが現在現状でございます。まあ、具体的にどんなことをしとるかということでございますけど、まあ、12館様々、あのう、取り組み地域によって実情違いますから、様々な活動しとります。ただ、12館全体で、まあ、あのう、一つの目標もって取り組みをしていこうということで、あのう、まあ、ここ3年過去取り組んでまいりましたけど、島根県の地域醸成プログラム事業を取り込んでですね、その地域に眠る資源、すなわち、まあ、我々、ひと、もの、ことと言ってます。要するに人材であったり、地域の資源であったり、地域の伝承とかですね、そういう伝統、そういうものに焦点を当てそれを掘り起こして、実は学習をしてまいりました。要するに地域のお宝探しというところになろうと思います。今年からはですね、この地域のそういうお宝をもういっぺん、その学び直したり、その磨きなおして、まあ、地域振興に繋げていこうということで、今年も、あのう、教育長も申しておりましたけど、まあ、ふるさと丸ごと博物館事業という事業を12公民館で展開をすることといたしております。これも12公民館共通の、まあ、地域振興、地域、地域づくりの一つの学習であり、運動であろうというふうに思ってます。また、あのう、地域住民の皆さまに最も身近な公民館という、まあ、特性をいかしまして、まあ、地域の核としてですね、まあ、地域防災、地域医療についても自治会と連携を密にして、取り組んでまいりたいと考えております。まあ、このように、まあ、公民館は学習を通じて地域振興の、まあ、一翼を担っていく、地域の身近な、まあ、学習施設というふうに私どもは公民館を位置づけております。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(三上徹) はい、亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい今、教育、生涯学習課長の答弁の中に自治会と連携を取りながらとか、ありました。そいでやはり今の夢づくりプランにしても、その事業をもっとられるのは公民館、社会教育、生涯学習課ですが、実際それを地区で、あのう、取り組んでおられるのは自治会が中心になって取り組んでおられますよね、そこでやはり公民館と自治会とも連携とりながら進んできとるんじゃないかと思います。しかしながら地区の地区民でいうとこっちには自治会の面を被とります。こ

っち側には公民館の面なんですよ。どっちがどっちだろう、連携は上部の方で、ええがにとれとっても、実際地区民でいうときには自治会の方、同じようなことをやっとなさるのが多いうて、いうところもあるんですよ。ほいで、そこんこやっはり役割分担いうんですかね、公民館としての役割と、自治会としての役割というのがぼちぼちそこで線を引いてもわにやいけん時期がきちやあおらんか思うんですが。言いますのは、自治会が今たいへん張り切って活動されております。そうした中には地域の地縁団体として、昔からある言いますかな、どうでもやらにやいけんことを、守っていかんやいけんこと、せにやいけんことをやっとなるはん、それ以上に地域の公民館的な活動も自治会が受け持ってやられとるようなところもあるんですよ、そうすると自治会の負担がたいへんに大きいとこがあると思うんです。で、その点ではもうちょっと公民館が力を貸していただきたいように思います。それと今朝ほどありました15番議員さんの中に役場とは、ありやあ役に立つ場所だいうことがありました、そいで公民館というのは地域の人に役に立つ場所だろうかいうたときに、例えば、この石見、矢上地区の方はここに役場の本所があります。公民館もすぐ隣です。出羽でも支所があったり、羽須美、口羽でもあ、近くにありますよね。ですが役場の施設言いますか、本所、支所から離れた地域ですよ、それが公民館があるのは公民館が一番役に立つ場所じゃあないか思うんですが。支所じゃああのういうても、公民館が。公民館には邑南町で、として、しょ、職員を張り付けて臨時も張り付けて公務員活、公民館活動いうことで公民館が毎日あいとります。一般の住民からみると、あこに役場の職員がおるんだけ、あれえ用事を頼まれんかいのいうことがあるんですが。ほいで縦割りということになると教育委員会は生涯学習、社会教育の場だけえ、住民票をとってきちゃんさいやあいうとうのこたあやれませんわあなあ。ほいで地域の住民でいうたときにや、交通機関の不便なとこへおったりすると、身近に役場の職員がおんさって、役場の施設があるのに何であこが利用できんかのいう疑問もあるんです。そいで確かに先ほど言いました、あのう、自治会の方へ職員を派遣して、行政事務の連絡をすることも必要かもしれませんが、地域公民館がもうちょっと地域の、その周辺地域で交通の不便の悪い人にも、便利になるような方向に、何とか教育委員会等、あのう、町長部局の方で検討してもらふことはできんもんでしょうか。公民館については瑞穂地域が古くからの歴史があります。やはり公民館活動についてのやはりしっかりとした柱もあるとは思いますが、要は地域振興、コミュニティを今後、あのう、どんどんコミュニティを活発にしていくためには、その公民館を地域へもう少しいろんな形で解放していただくことはできんだろうか、そういった考えはできま、できんもんでしょうか、町長。

●石橋町長(石橋良治) はい。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) まあ、公民館がですね、まあ、どっちの顔を向いてやっとなるかということが言えるんじゃないかと思います。で、当然、その地域住民の方へやっはり顔を向けてしっかりその地域のニーズというものを掴んでやる、そのニーズっていうのはいろんなニーズがあるんだろうと思います。だから、例えば市木方式があっても良いし、矢上方式があっても良いし、要はその地域が活性化するためにはどう公民館があるべきなんであって、統一した考え方っていうのは、一方にはあってもそれが全てではないと思います。ですからそのへんを、まあ、よく教育委員会でも議論を、まあ、今いただいていると思いますけれども、やはりその地域地域で実態が違うわけですから、仰るように。どうあるべきかというのは統一したものを、だけではないというふうに、まあ、私も思ってます。要は地域の実力、自治力を高めるための公民館であってほしいと、まあ、こういうことでありますんで。まあ、そのへんを教育委員会よろしくお願ひしたいと思います。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(三上徹)** はい、亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** ええと、町長からは前向きな答弁をいただきましたが、教育委員会の方はどがあなでしょうか。社会教育の現場ですから、町長部局のそういったことはできんいうて言いさるもんか、どがあなのか、考えてみる言うちゃんさるもんか、そこんとは教育委員会の考え方をお聞かせください。

●**土居教育長(土居達也)** はい。

●**議長(三上徹)** はい、土居教育長。

●**土居教育長(土居達也)** 非常にお答え難いなと思うんですけども、まあ、役に立つ場所という意味がですね、いろいろあると思います。だからあれかこれかという議論の前に、まあ、公民館の持っている役割というのはやはり学びをとおして役に立っていくという、まあ、柱があると思います。で、そのうわにそういう、まあ、支所的な機能をという部分も、まあ、ゼロということでは決していないと思います。まあ、町長仰るように、あのう、検討する部分はあるかと思いますが、基本的にはやはり学びをとおしてっという、まあ、公民館のスローガンにあります学び、集い、結ぶというそういう部分の何を大事な、していくのかという部分は忘れてはならないと思いますけども、まったくそういう余地が無いということではない。じゃあないかなあというように思います。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(三上徹)** はい、亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、全く余地が無いことはな、無いということで安心しました。ほいでこのことについてもやはり、今の中央部の地域と周辺地域とではやはり住民のニーズいうのも変わってきます。そういったことも十分配慮いただいて検討していただきたいと思います。ほいでちょっと時間が余りました、余ったんじゃあないですが、先ほど言うのをわ、あのう、途中でこれを入れよう思うて忘れた、これはI P電話の電話帳です。先ほどの行政事務の伝達のとこで、これを言おう思うんですが、これは、あのう、各戸の電話番号がなあ、I P電話が載っとります。これしかないですよ。データーとしては。町民の知るべきデーターは。そいでこのものが、推進課長、ごめんなさい。これが一般の配布物と同じような形で配られとるんです。各集落の、あのう、行政連絡員、行政連絡を担当される人の方へ、普段の配り物と同じ数だけ、同じような形で配られとります。ですから普段これが、あのう、配布物が無い家にはこれが届かんかったんですよ。で、その代わりこっちにおんさん人、遠くへ出とんさる人は推進、行政、情報推進課の方から郵送で送っとんさる。で、電話をつけとつてもこの物が届いとらん家もあったんですよ。やはりこれは同じ、あのう、配り物、広報とか毎月の広報とかとは違います。なあ、これしか無いもんです。ほかに代わるもんが無あんですよ。そういったところをもうちょっと気をつけてもらえんかなあいうことをお願いしたいと思うんです。情報推進課長、どうです。これはそれで良かったですよ。扱いとしちゃあ。今されとるのがなあ。

●**日高総務課長(日高禎治)** 番外。

●**議長(三上徹)** はい、日高総務課長。

●**日高総務課長(日高禎治)** あのう、基本的に、広報をお届けするところは、まあ、あのう、例えば住宅とかが集落長と言いますか、しゅ、その配布物をやらない方に、あのう、お届けできないところは、個別にお届けするようにしておりました。まあ、加入者については恐らく、まあ、まあ、基本的に全戸が加入しておられるという判断で恐らくその部数を集落にこう配布したと思っております。ですから、まあ、お届けができなかったところについてはお詫び申しあげますけども、また、あのう、基

本的にはお届けしたのではなかろうかなというふうに私の方思っておりましたけども、まあ、そういう実態があるならここでお詫び申しあげまして、また、あのう、情報推進課と一緒にって配布をしていきたいというふうに思っております。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(三上徹)** はい、亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、これは今の通常の、先ほど言いました通常の配り物たあ違う物ですよ、これは。ど、どっちかいうと個人情報で、の、いうことになるかも知れません。で、こういった役場からの資料言いますか、そういった物の配布方法についてもやはり一律でなしに、その点を、あのう、考えていつていただきたい。言いますのはまだ首をかしげよりんさるけど、普段の配り物についてはうちにはいりませんよと、二世帯やらなんかあって、いりませんよいうて言いんさるところには、この、これ、この度届いておらんのです。普段の町広報の枚数しかこれを送ってないんですさ、ようは電話の数はそれ以上に集落内にあるんですがね、どうです。はい、それでは、ええっと長々言いましたが、あのう、行政事務の連絡について、また、あのう、地域コミュニティを活発にするための公民館活動のあり方について、あのう、いろいろ述べましたが、今後早い時期に検討していただいて、末端の地域が末端地域のようなやり方で公民館を運営していただきたい、また今の行政連絡事務についても、今の職員の配置についても、もう少し検討していただきたいとお願いをして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

●**議長(三上徹)** 以上で亀山議員の一般質問は終了いたしました。以上をもちまして本定例会に通告をされておりました一般質問は、これで全て終了いたしました。ここで休憩といたします。再開は2時20分といたします。

—— 午後 2 時08分 休憩 ——

—— 午後 2 時20分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

日程第3 請願の委員長報告

●**議長(三上徹)** それでは再開をいたします。日程第3、請願の委員長報告を議題といたします。平成21年第9回邑南町議会定例会において、請願第6号後期高齢者医療制度を廃止し高齢者が安心できる医療制度創設の意見書採択を求める請願の審査が教育民生常任委員会に、また、本議会定例会において、請願第1号島根県石見地方バス路線確保に関する国県による支援を求める請願書の審査が総務常任委員会に付託されております。この審査結果について、委員長の報告を求めます。始めに、平成21年請願第6号後期高齢者医療制度を廃止し、高齢者が安心できる医療制度創設の意見書採択を求める請願についてを、ついで報告をお願いいたします。松本教育民生常任委員長。

●**松本議員(松本正)** 議長。

●**議長(三上徹)** はい、松本委員長。

●**松本議員(松本正)** 平成22年6月18日、邑南町議会議長三上徹様、教育民生常任委員会、委員長松本正。請願審査報告書、本委員会に付託された請願を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。記、請願審査報告について。受理番号、請願第6号。付託年月日、平成21年12月8日。件名、後期高齢者医療制度を廃止し高齢者が安心できる医療制度創設の意見書採択を求める請願。審査結果、採択。この請願は島根県社会保障推進協議会から提出されたもので、後期高齢者医療制度を廃止し、高齢者が安心できる医療制度の創設を求める意見書を国に提出することを議会に要請しているものです。審査において委員から、提出

の願意は十分理解できるとした上で、後期高齢者医療制度を早期に廃止し、より良い制度を構築して、高齢者が安心できる医療制度にすべきであるなどの意見がありました。採決の結果、提出者の願意は賛同できるものであるとの意見で一致した。措置、願意に沿い、政府関係機関に意見書を提出することが適当である。以上でございます。

●議長(三上徹) 以上で委員長報告は、終了いたしました。委員長に対する質疑はございませんか。
(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、質疑を終わります。
(委員長降壇)

●議長(三上徹) これより討論に入ります。始めに、反対討論はございませんか。
(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論はございませんか。
(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。平成21年、請願第6号の委員長報告は採択すべきものであります。委員長報告のとおり、採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、平成21年請願第6号後期高齢者医療制度を廃止し高齢者が安心できる医療制度創設の意見書採択を求める請願につきましては、委員長報告のとおり、採択とすることに決定をいたしました。続きまして、請願第1号島根県石見地方バス路線確保に関する国県による支援を求める請願書について報告をお願いいたします。山中総務常任委員長。

●山中議員(山中康樹) 平成22年6月18日、邑南町議会議長三上徹様。総務常任委員会、委員長山中康樹。請願審査報告書、本委員会に付託された請願を審査、審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。記、請願審査報告について。受理番号、請願第1号。付託年月日、平成22年6月9日。件名、島根県石見地方バス路線確保に関する国県による支援を求める請願書。審査結果、採択。この請願は、日本労働組合総連合会島根県連合会西部地域協議会外1団体から提出されたもので、地方バス路線の確保に関して、国県に支援対策を求めるよう請願がなされているものである。バス路線の確保は、過疎高齢化が進む中、児童生徒の通学、移動手段を持たない高齢者の通院などの交通手段として地方自治体にとって極めて重要な課題です。特に、各沿線自治体ではバス路線維持のため、バス事業者に対し欠損補助の支援を行うと同時に、バス路線空白地域のいわゆる交通弱者輸送に自治体独自の交通手段を確保せざるを得ない状況となっている。そうした中、地域交通事業者の不採算を理由とする撤退表明は、児童生徒や高齢者などマイカーを利用できない方を中心とする地域住民の移動機会を、移動機会を奪い、さらなる過疎化に加え、地域コミュニティの崩壊など深刻な事態に陥ることになる。採決の結果、提出者の願意は賛同できるものであるとの意見で一致した。措置、願意に沿い、政府関係機関並びに関係行政機関に意見書を提出することが適当である。

●議長(三上徹) 以上で委員長報告は終了いたしました。委員長報告に、委員長報告に対する質疑はございませんか。
(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、質疑を終わります。
(委員長降壇)

●議長(三上徹) これより、討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

「(なし)」の声あり

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

「(なし)」の声あり

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。陳情第、元へ、請願第1号の委員長報告は採択とすべきものであります。委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、請願第1号島根県石見地方バス路線確保に関する国県による支援を求める請願書につきましては、委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第4 議案の討論・採決

●議長(三上徹) 日程第4議案の討論、採決。これより議案の討論、採決に入ります。始めに、議案第57号に対する討論に入ります。反対討論ございませんか。

「(なし)」の声あり

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

「(なし)」の声あり

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第57号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第57号邑南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第58号に対する討論に入ります。初めに、反対討論ございませんか。

「(なし)」の声あり

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

「(なし)」の声あり

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第58号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第58号邑南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第59号に対する討論に入ります。初めに、反対討論ございませんか。

「(なし)」の声あり

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

「(なし)」の声あり

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第59号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第59号邑南町職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第60号に対する討論に入

ります。初めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。案第60号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第60号邑南町乳幼児、乳幼児等医療費助成条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第61号に対する討論に入ります。初めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第61号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

●議長(三上徹) はい、賛成多数。よって、議案第61号邑南町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第62号に対する討論に入ります。初めに、反対討論ございませんか。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、14番。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議案第62号邑南町立小学校及び中学校設置条例の一部改正について反対討論を行います。私は学校統合だから、とにかく反対という立場ではありません。第一に子ども達の教育への影響、第二に学校のもつ地域的意義、即ち地域の核としての役割、第三に住民の合意の三点の角度から考えています。そのためにも、1973年の文部省の通達、公立小中学校の統合については重要、重要な文書です。中には小規模校として残し、充実させた方が好ましい場合があるとも指摘しており、これまでの文部省の統合方針の大転換でした。私は危険校舎に対して、子どもの安全第一で、緊急避難への対応として、対応としては教育委員会は適切迅速な対応をされたと思います。しかし、そのままフライングしたと思います。中長期、中長期の展望の、も示さず、また日和小学校や地域の歴史も、歴史を振り返り検証することなく、統合に突き進んだと思います。いくら苦渋の選択などと言っても本当の意味で住民への説明責任を果たしていません。さらに、一般質問でも明らかなように複式解消の加配について、県教委との真剣な交渉もしていません。した結果が、だめなら話は分かりますけれども、それもせず言うべき相手にはものも言わずに、ちゅう、地域住民にばかり苦難を求めるのは正しくありません。全国では行政が周辺部や小規模校を軽視、冷遇している例は多く見受けられています。今回もそうであったことを、私は一般質問で検証したつもりです。学校統合は、未来永劫、歴史のある学校を地域から消去し、子どもや住民に多大な負担や苦勞をかけ、生き甲斐を奪う非情さを伴います。何としても再考していただき、例えば小学校に保育園を併設した木造校舎を新設し、小規模特認校制度などを適用し、小規模の利点、魅力、効果を求めて入学者を、が、を増やすことができる、そんな道も考えていただくよう改めてお願いし、廃止に反対いたします。

- 議長(三上徹) はい、賛成討論ございませんか。
- 山中議員(山中康樹) 議長。
- 議長(三上徹) はい、14番、13番、元へ。
- 山中議員(山中康樹) 議案第62号邑南町立小学校及び中学校設置条例の一部改正について賛成討論を行います。日和小学校校舎につきましては、予想以上の厳しい耐震結果が出ました。地域から小学校が無くなることは、想像以上に衝撃が大きいと感じております。本日までに行政、また教育委員会の政策の甘さに対しては批判をいたしますが、地域住民の合意と、また保護者の理解を得られたとして、子ども達のことを考えた上で、統合やむを得なし、やむを得なしとして、苦渋の選択の結果、賛成といたします。議員各位のご賛同をお願いいたします。
- 議長(三上徹) 反対討論ございませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。この採決につきましては、起立によって行います。議案第62号に賛成の方の起立を求めます。  
(起立多数)
- 議長(三上徹) はい、はい、よろしゅうございます。起立多数。3分2以上の賛成がございますので、議案第62号邑南町立小学校及び中学校設置条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第63号に対する討論に入ります。初めに、反対討論ございませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 反、賛成討論ございませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第63号に賛成の方の挙手を求めます。  
(全員挙手)
- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第63号工事請負契約の締結につきましては、原案のとおり決定をいたしました。
- 議長(三上徹) 続きまして、議案第64号に対する討論に入ります。初めに、反対討論ございませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第64号に賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手多数)
- 議長(三上徹) はい、賛成多数。よって、議案第64号財産の取得につきましては、原案のとおり決定をいたしました。
- 議長(三上徹) 続きまして、議案第65号に対する討論に入ります。初めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第65号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第65号平成22年度邑南町一般会計補正予算第1号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第66号に対する討論に入ります。初めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第66号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

●議長(三上徹) はい、賛成多数。よって、議案第66号平成22年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第67号に対する討論に入ります。初めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第67号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第67号平成22年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第1号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第68号に対する討論に入ります。初めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第68号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第68号平成22年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第1号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●議長(三上徹) 続きまして、議案第69号に対する討論に入ります。初めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第69号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第69号平成22年度呂南町電気通信事業特別会計補正予算第1号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。ここで、暫時休憩いたします。自席にてお待ちをいただきたいと思います。

—— 午後2時42分 休憩 ——

—— 午後2時43分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

日程の追加 議長発議

- 議長(三上徹) それでは再開をいたします。ここでお諮りをいたします。先ほど、町長から議案第70号、議案第71号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として。また、松本議員他6名の議員の方から、発議第8号。山中議員他6名の議員の方から発議第9号。同じく、山中議員他6名の議員の方から発議第10号。以上3件の発議が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2として議題にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 異議なしと認めます。よって、議案第70号、議案第71号を日程に追加し、追加日程第1として、また発議第8号から発議第10号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 追加日程第1 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長(三上徹) 追加日程第1議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。議案第70号工事請負契約の締結について、議案第71号財産の取得についての2議案を一括上程いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

- 石橋町長(石橋良治) はい、議長。

- 議長(三上徹) はい、石橋町長。

- 石橋町長(石橋良治) 議案第70号の提案理由をご説明申しあげます。工事請負契約の締結についてでございますが、これは平成21年度繰越地域活性化経済危機対策臨時交付金事業瑞穂小学校プール改修工事に係る工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。現在、有限会社河野建材と仮契約を締結しております。詳細につきましては、学校教育課長から説明させます。

- 細貝学校教育課長(細貝芳弘) 議長、番外。

- 議長(三上徹) はい、細貝学校教育課長。

- 細貝学校教育課長(細貝芳弘) 議案第70号の詳細についてご説明申しあげます。瑞穂小学校でございますが、瑞穂小学校のプールにつきましては、昭和47年の建設でございまして、プールサイドに段差が発生し、非常に危険な状態でございます。さらには濾過器の老朽化によりまして水の管理も困難な状況でございまして、全体的にいと、痛みがひどく、改修することとなったものでございます。4月30日に指名競争入札によりまして、設計委託契約をしまして、現プール槽にFRP材プール槽を埋め込む、低学年、高学年のそれぞれのコースを用意したプール槽あるいは更衣室、トイレ、シャワーユニット、コースロープ収納庫、濾過器等を設置する機械室などを完備するなど、

ほぼ全改修を行うこととしました。工事場所でございますが、邑南町下田所でございます。契約方法につきましては地方自治法施行令第167条に基づきまして、6月16日、5社によりまして指名競争入札をしたところでございます。結果でございますが、先ほど町長が、おは、お話ししたとおりでございますが、額面でございますが、有限会社河野建材代表取締役河野勝信氏が8千900万円であくせき、落札されました。消費税を加えました9千345万円で仮契約をしたところでございます。以上、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項及び邑南町議会の議決に付すべき契約の、契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議決をお願いするものでございます。審議のほどをよろしく申し上げます。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 議案第71号財産の取得についてでございますが、これは平成21年度繰越地域活性化経済危機対策臨時交付金事業において小型動力全自動ポンプ付積載車を導入しようとするものです。現在、株式会社スエヒロ島根営業所長と仮契約を締結しております。詳細につきましては、総務課長から説明させます。

●日高総務課長(日高禎治) 番外。

●議長(三上徹) はい、日高総務課長。

●日高総務課長(日高禎治) 議案第71号財産の取得について説明を申し上げます。平成21年度繰越地域活性化経済危機対策臨時交付金事業におきまして小型動力自動、失礼しました。小型動力全自動ポンプ付積載車を導入するにあたりまして、地方自治法第96条第1項及び邑南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。取得の目的でございますが、この度、老朽化した小型動力ポンプ付積載車を更新し、火災等から住民の、地域住民の財産や生命の安全確保に努めようとするものでございます。数量としましては、小型動力全自動ポンプ付積載車2台でございます。仕様でございますが、車体の形状は、ダブルキャブのショートデッキで、積載する小型動力全自動ポンプはB3級58馬力以上の性能でございます。車両の両面から操作できるもので、かつ両面から吸水が可能なものとしております。また車両は4輪駆動で寒冷地仕様としております。また取り付け品とか取り付け装置は、まあ、例えば赤色警光灯あるいは電子サイレン、自動車消火器、標識灯、作業灯、はしご、その他消火活動等に必要の吸管、ホース、とび口や筒先などを整備したものとしております。6月16日に6社の参加を得て、指名競争入札を行いまして、消費税を抜きまして1千760万円で落札し、邑智郡川本町因原427、株式会社スエヒロ島根営業所長山根茂美氏と仮契約を締結したものでございます。なお、落札率は96.28%でございました。消費税込みの契約金額は、そこに記載しておりますように1千848万円でございます。以上よろしく願いいたします。

●議長(三上徹) 以上で、提出者からの提案理由の説明を終わります。これより、質疑に入ります。始めに、議案第70、70号に対する質疑を許します。質疑はございませんか。ございませんか。  
(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第70号に対する質疑を終わります。続きまして、議案第71号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。ございませんか。  
(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、議案第71号に対する質疑を終わります。以上で、議案第70号、議案第71号の質疑はすべて終了いたしました。

●議長(三上徹) これより、議案の討論、採決に入ります。始めに、議案第70号に対する討論に入ります。反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第70号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第70号工事請負契約の締結につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第71号に対する討論に入ります。初めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第71号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第71号財産の取得につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第2 議員議案の上程、説明、質疑、討論、採決

●議長(三上徹) 追加日程第2、議案、議員提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。初めに、発議第8号後期高齢者医療制度を廃止し高齢者が安心できる医療、医療制度創設を求める意見書の提出についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。8番松本議員。

(議員登壇)

●松本議員(松本正) 発議第8号を提案をさせていただきます。平成22年6月18日、邑南町議会議長三上徹様。提出者、邑南町議会議員松本正。賛成者、邑南町議会議員日高勝明。同、長谷川敏郎。同、石橋純二。同、中村昌史。同、宮田秀行。同、大屋光宏。後期高齢者医療、医療制度を、医療制度を廃止し高齢者が安心できる医療制度創設を求める意見書の提出について。上記の議案を、別紙とおり会議規則第13条の規定により提出します。提案理由でございます。後期高齢者医療制度は、2008年4月に実施されましたが、現行制度の様々な問題的、例えば、この制度が導入されたことを機に市町村では人間ドックに対する助成を取り止めるなどが要因となり、高齢者ばかりでなく国民の納、納得と信頼を得ることが困難になってきました。この様なことから後期高齢者医療制度の見直しをし、新制度で誰もが安心して必要な医療が受けられる制度、制度にすべきと考え、別紙の意見書を国、国に提出するものでございます。意見書を朗読をさせていただきます。後期高齢者医療制、医療制度を廃止し高齢者が安心できる医療制度創設を求める意見書。2008年4月から実施された後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者だけ切り離して、これまで保険料の負担のなかった扶養家族を含め75歳以上のすべての高齢者から保険料を徴収し、さらに別、別建ての診療報酬を設定するなど、高齢者を差別する医療制度であります。また、後期高齢者人口割合が増えるにしたがって、保険料が上がっていく仕組みがつけられており、滞納者には、これまで国民

健康保険では対象から除外されていた資格証明書を発行し、窓口で医療費全額を負担させるというものです。この制度が存続するなら、高齢者だけでなく、すべての世代に重い負担を押しつけることとなります。高齢者等、誰でも安心して必要な医療が受けられる医療制度になるようにするために、下記の事項、事項の実施を、実現を強く要請します。記。1、後期高齢者医療制度を廃止し、高齢者が安心できる医療制度創設を早期に構築すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成22年6月18日、島根県邑南町議会。意見の提出先でございますが、敬称を略させていただきます。衆議院議員、横路孝弘。衆議院、衆議院議長横路孝弘。参議院議長江田五月。内閣総理大臣菅直人。厚生労働大臣長妻昭。財務大臣野田佳彦。総務大臣原口一博へ、この意見を届けようとするものでございます。全議員の皆さま方のご賛同をいただき、適切な議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

●議長(三上徹) 以上で、提出者の説明は終了いたしました。本件に対する質疑はございませんか。
(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、質疑を終わります。
(議員降壇)

●議長(三上徹) これより討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。
(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。
(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。発議第8号に賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、発議第8号後期高齢者医療制度を廃止し高齢者が安心できる医療制度創設を求める意見書の提出につきましては、原案、原案のとおり決定をいたしました。意見書は、後日、政府関係機関に送付をいたします。続きまして、発議第9号地方バス路線確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。13番、山中議員。
(議員登壇)

●山中議員(山中康樹) 発議第9号を提案をさせていただきます。平成22年6月18日、邑南町議会議長三上徹様。提出者、邑南町議会議員山中康樹。賛成者、邑南町議会議員高本勝藏。同、日高勝明。同、石橋純二。同、亀山和巳。同、辰田直久。同、日野原利郎。地方バス路線確保を求める意見書の提出について。上記の議案を別紙とおり会議規則第13条の規定により提出いたします。提案理由でございますが、先ほどの請願審査のおりにご報告申しあげまして、意見書を提出することが適当であるとの採決をいただきましたので、その趣旨に基づきまして、この意見書を提案するところでございます。意見書を朗読をさせていただきます。地方バス路線確保を求める意見書、地方バス路線の確保は、従来から過疎高齢化が進む中、児童生徒の通学、移動手段を持たない高齢者の通院などの交通手段として地方自治体にとって、極めて重要な課題であります。特に各沿線自治体ではバス路線維持のため、バス事業者に対し欠損補助の支援を行うと同時にバス路線空白地域のいわゆる交通弱者輸送に自治体独自の交通手段を確保せざるを得ない状況です。そうした中、地域交通事業者が不採算を理由として地方バス路線から撤退した場合、児童生徒や高齢者などマイカーを利用できない方を中心とする地域住民の移動機会を奪い、さらなる過疎化に加え、地域コミュニティの崩壊など深刻な事態に陥ることから、次の事項を強く求めます。1、4条バス、生活バスに

関し、自治体単独補助の拡充のため、特別交付税ではなく、普通交付税としてバス交通維持確保対策予算を設けること。２、既存事業者が赤字路線から撤退する場合は、沿線の関係住民、自治体との十分な協議、合意を経て行うよう、法的整備を図ること。以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。平成２２年６月１８日、島根県邑南町議会。意見書の提出先でございますが、敬称を略して申し上げます。衆議院議長横路孝弘、参議院議長江田五月、内閣総理大臣菅直人、総務大臣原口一博、国土交通大臣前原誠司、以上のところへ、この意見書を届けようとするものでございます。全議員の皆さん方のご賛同をいただき、適切な議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

●議長(三上徹) 以上で、提出者の説明は終了いたしました。本件に対する質疑はございませんか。
(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、質疑を終わります。
(議員降壇)

●議長(三上徹) これより討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。
(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。
(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。発議第９号に賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、発議第９号地方バス路線確保を求める意見書の提出につきましては、原案のとおり決定をいたしました。意見書は、後日、政府関係機関に送付をいたします。続きまして、発議第１０号石見地方のバス路線確保に関する意見書についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。１３番、山中議員。
(議員登壇)

●山中議員(山中康樹) 発議第１０号、１０号を提案させていただきます。平成２２年６月１８日、邑南町議会議長三上徹様。提出者、邑南町議会議員山中康樹。賛成者、邑南町議会議員高本勝藏。同、日高勝明。同、石橋純二。同、亀山和巳。同、辰田直久。同、日野原利郎。石見地方のバス路線確保に関する意見書の提出について。上記の議案を別紙とおり会議規則第１３条の規定により提出いたします。提案理由でございますが、先ほどの、請願審査のおりにご報告申しあげまして、意見書を提出することのことが適当であるとの採択をいただきましたので、その趣旨に基づきまして、この意見書を提案するところでございます。意見書を朗読をさせていただきます。石見地方のバス路線の確保は、従来から過疎高齢化が進む中、児童生徒の通学、移動手段を持たない高齢者の通院などの交通手段として地方自治体にとっては、極めて重要な課題であります。特に、県西部においては、各沿線自治体がバス路線維持のため、バス事業者に対し欠損補助の支援を行うと同時に、バス路線空白地域のいわゆる交通弱者輸送に、自治体独自の交通手段を確保せざるを得ない状況です。そうした中で、今回、石見交通株の突然の不採算１６路線からの撤退表明は、生徒や高齢者などマイカーを利用できない方を中心とする地域住民の移動機会を奪い、さらなる過疎化に加え、地域コミュニティの崩壊など深刻な事態に陥ることから、つじの、次の事項を強く求めます。１、４条バス、生活バスに関し、自治体単独補助の拡充のため、特別交付税ではなく、普通交付税としてバス交通維持確保対策予算を設けるよう国に対し、働きかけること。２、既存事業者が、赤字路線から

撤退する場合は、沿線の関係住民、自治体との十分な協議、合意を経て行うよう、積極的な指導を図ること。３、路線欠損補助に関し、前年度の欠損補助を基礎とした欠損補助金の見込み予算化を図り、半期毎に既存事業者へ交付するよう働きかけること。以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。平成２２年６月１８日、島根県邑南町議会。意見書の提出先でございますが、溝口善兵衛島根県知事へ、この意見書を届けようとするものでございます。全議員の皆さんのご賛同をいただき、適切な議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

●議長(三上徹) 以上で、提出者の説明は終了いたしました。本件に対する質疑はございませんか。
(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、質疑を終わります。
(議員降壇)

●議長(三上徹) これより討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。
(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。
(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。発議第１０号に賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、発議第１０号石見地方のバス路線確保に関する意見書の提出につきましては、原案のとおり決定をいたしました。意見書は、後日、関係行政機関に送付をいたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第５ 閉会中の継続審査、調査の付託

●議長(三上徹) 日程第５閉会中の継続審査、調査の付託についてを議題といたします。各委員長よりお手元に配布の、配付しておりますとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。お諮りをいたします。各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査及び調査に付すること、ご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)

●議長(三上徹) 異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査及び調査に付することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第６ 議員派遣について

●議長(三上徹) 日程第６議員派遣についてを議題といたします。お諮りをいたします。邑南町議会規則第１１９条第１項の規定により、お手元に配布のとおり、議員を派遣いたしたいと存じます。これに、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

●議長(三上徹) 異議なしと認めます。よって、議員派遣につきましては、お手元に配布のとおり、議員を派遣することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 閉会宣告

●議長(三上徹) 以上で、本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。お諮りをいたし

ます。本定例会に付議されました案件は全て議了いたしましたので、本日をもって閉会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（三上徹）** 異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定をいたしました。以上をもちまして、本日の会議を閉じます。これをもちまして、平成２２年第５回邑南町議会定例会を閉会といたします。大変ご苦勞さんでございました。

—— 午後 ３ 時 ９ 分 閉会 ——